（平成 25 年９月 26 日現在）

自由民主党・公明党提言「復興加速化のための緊急提言（平成 25 年３月）」及び追加提言「さらなる復興加速化のために（平成 25 年６月）」フォローアップ

項　目（緊急提言（H25.３）による）	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅰ．住まいの再建 １．被災者の方々への明確な目標の提示	個々の被災者が、自らの移転先に関する見通しを持つことができるように、できるだけすみやかに、住まいやまちづくりに関する事業の具体的なスケジュールや住宅・宅地の供給の見通しを目標として明示すること。 また、まちづくりに関する事業によって宅地整備を行っても、そこに住宅の建設が進まなければ意味をなさない。このため、今年度の補正予算に計上された震災復興特別交付税によって増額される取り崩し型復興基金や二重ローン対策の周知徹底等により、被災者の住宅自主再建を推進すること。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　先の緊急提言を踏まえ、被災者の方々に住まいの確保についての将来像を描いて頂くための「住まいの復興工程表」が公表された。しかしながら、面的な整備事業に関する合意形成や事業手続の進捗等の状況から、まだ、提供時期が確定できず調整中となっているものも多く存する。 こうした状況を改善し、住まいの再建に関する将来像の明示を促進するため、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業に係る諸手続を早期に進める必要がある。具体的には、これら事業に係る大臣同意や事業認可について、本年度上半期には、概ね完了ができるよう目指すべきである。 ○　新たな市街地の形成に応じた周辺の住環境の整備などまちづくりと一体となった住まいの再建が図られるよう留意する必要がある。 ○　消費税率の引上げによって住宅再建が滞ることのないよう、住宅ローン減税の拡充に加えて、適切な給付措置を講じる必要がある。当該措置については、標準的な住宅を再建される方であれば、消費税率の引上げで負担が増えるようなことがないような措置とすべきである。	現在の対応状況	＜住まい等のスケジュール・目標明示＞ ○　地区単位の詳細な工程表や住宅・宅地の戸数ベースでの供給目標を示した「住まいの復興工程表」を３回公表した。 （公表日／基にしたデータの時点） １回目：平成 25 年３月 ７日／平成 24 年 12 月現在 ２回目：平成 25 年４月 26 日／平成 25 年 ３月現在 ３回目：平成 25 年７月 30 日／平成 25 年 ６月現在 ＜取り崩し型復興基金の活用＞ ○　平成 25 年３月 25 日、震災復興特別交付税 1,047 億円全額を津波により住宅が全壊した地域を有する被災県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）へ交付した。 ＜二重ローン対策の周知徹底＞ ○　個人版私的整理ガイドラインの制度や利用のメリットをメディアを通じて周知。また、防災集団移転促進事業に関する被災者向け説明会等で説明。さらに、金融庁および財務局において金融機関による取組み状況のフォローアップを実施している。 ○　平成 25 年７月に開催した業界団体との意見交換会（主要行、地銀、第二地銀、信用金庫）において、金融機関に対し、被災者の状況をきめ細かく把握し円滑な資金供給に努めることや、個人版私的整理ガイドラインの利用を被災者に積極的に勧めること等について要請を行った。 ○　個人版私的整理ガイドラインの活用実績は以下のとおり、平成 25 年９月 20 日時点）。 ・個別相談　4,691 件 ・債務整理に向け準備中　845 件 ・債務整理の成立　548 件 } 1,393 件 ＜住宅自主再建の支援＞ ○　住宅金融支援機構の災害復興住宅融資において融資金利引下げ（建設・購入の場合、当初５年間は０%、６～10 年目は通常金利から約 0.5%引下げ）等を行っている。 災害復興住宅融資を引き続き実施するため、平成 26 年度概算要求において、財政投融資資金 1,980 億円を要求。 （単位：件） 災害復興住宅融資（平成 25 年８月末時点）：受理 10,819／実行 6,858 ○　地方公共団体・事業者等から構成される各県住宅関係協議会及び住宅金融支援機構が連携し、「住宅再建相談会」を開催している。 （岩手県／宮城県／福島県） これまでの開催実績（H25.４．１～．９.25）：18／91／17 開催予定（９.26 以降）：18／66／13	復興庁 総務省 農林水産省 国土交通省 金融庁 厚生労働省

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目（緊急提言（H25.３）による）	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
	○　今後、住まいの再建を進めていく上において、被災者の方々が、それぞれの事情に応じて、災害公営住宅への入居や持家の再建等の選択を行っていくことになる。また、持家の再建等を行うに当たっては、各種支援制度の活用に加え、既存住宅ローンの債務処理や新たなローンの借入など、幅広い事項について判断を迫られることとなる。 このため、民間金融機関による積極的対応を要請するとともに、こうした住まいの再建について、被災者に総合的に情報提供を行い、被災者の事情、状況等を踏まえた相談に応じ得る体制の構築を図る必要がある。 ○　住まいの再建の進展を踏まえ、仮設住宅居住者の意向やコミュニティ機能の確保、敷地としている公共施設用地の機能回復等を総合的に考慮しながら、地元自治体の負担にも配慮しつつ、仮設住宅の集約等を積極的に推進していく必要がある。 加えて、仮設住宅が解消されるまでの間、仮設住宅に生活する方々の交通の確保を図るなど、交通弱者に配慮した地域の公共交通機能の確保を図る必要がある。	現在の対応状況	＜消費税率引上げに伴う被災者向けの住宅再建に対する給付措置について＞ ○　給付措置の内容について、与党政策責任者会議において与党合意がなされており（平成 25 年８月７日）、それを踏まえ、平成 26 年度概算要求にて事項要求を行ったところ。 ＜市街地整備事業の進捗状況＞ ○　防災集団移転促進事業については、６月末時点で、全地区で大臣同意が済んでおり、土地区画整理事業については、平成 25 年度上半期までに、事業認可（法定手続中含む）を取得するなど事業化の段階に入る地区は約９割の見込みである。	
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜住まい等のスケジュール・目標明示＞ ○　住宅等の供給時期が「調整中」となっている地区の早期解消に向け、計画の具体化や手続きの進捗に向けた作業を進める。「住まいの復興工程表」は 25 年９月末現在の工程表を 10 月中に公表予定。 ○　仮設住宅の集約化の進展により、不要となる仮設住宅の解消に必要な経費について平成 26 年度予算概算要求において要求を行った。 ＜二重ローン対策の周知徹底＞ ○　25 年度も継続して、パンフレットやテレビ・ラジオ等のメディアを活用した個人版私的整理ガイドラインの周知広報や防災集団移転促進事業の被災者向け説明会等での説明を展開する予定である。 ○　金融庁及び財務局において金融機関による取組み状況のフォローアップを引き続き実施する。 ＜市街地整備事業の着実な推進＞ ○　今後、住宅再建・復興まちづくりの加速化を図るため、各地方公共団体の作成する復興の工程表等に基づき、市街地整備を着実に推進する。 ○　土地区画整理事業について事業化の段階に達してない地区おいて、法手続きの短縮措置の活用や起工承諾の活用、所有者不明の土地における公示送達の適切な運用の周知により、引き続き早期工事着手、事業の円滑な進捗を図っていく。取組事例を公表・周知することにより、事業の加速化を図っていく。 ＜地域の公共交通の確保＞ ○　復興の進捗状況、被災地域のニーズ等を踏まえ、特例措置の実施期間の延長等を平成 26 年度予算概算要求に盛り込んでいる。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅰ．住まいの再建 ２．事業の加速化に向けた対応等	このエ程表をもとに、被災自治体と国が一体となって、事業手法や事業区域の柔軟な見直し、工区分け等による事業の段階的な実施、ＣＭ（コンストラクション・マネジメント）方式の導入といった契約・発注方法の工夫、民間施設の利活用など、地区ごとの状況に応じた取組みを推進すること。 また、住宅再建・まちづくりの工程等も踏まえながら、仮設住宅の提供期間やその利活用についても柔軟な対応を図ること。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　まちづくり関連事業の発注の本格化等に対応し、大規模工事の効率的な推進等を図る必要がある。このため、民間事業者の知恵やノウハウ、新たな技術の積極的活用を進めることが重要である。	現在の対応状況	＜工程表をもとにした取組の推進＞ ○　25 年２月 22 日、復興大臣の下に関係省庁の局長クラスから構成される「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を設置した。 ○　本年３月及び４月と２度にわたり加速化措置を公表し、用地取得の迅速化や資材・人材不足対策など柔軟かつきめ細かな対応を図っている（加速化策第１弾：平成 25 年３月７日公表、第２弾：平成 25 年４月９日公表）。 ○　工期短縮等のため、ＵＲによるＣＭ方式（コンストラクション・マネジメント方式）の工事発注を実施している。 ・宮城県女川町・東松島市・気仙沼市・南三陸町、岩手県陸前高田市・山田町・宮古市・大槌町においてＣＭＲ（コンストラクション・マネージャー）を決定した。 ・岩手県大船渡市・釜石市・山田町、福島県いわき市においてＣＭＲの公募を開始した。（契約済・契約手続中 12 件・18 地区）（平成 25 年９月２日現在） ＜仮設住宅の提供期間・利活用＞ ○　24 年４月、原則２年の仮設住宅供与期間を１年延長し、３年とした。 ○　被災者用の恒久住宅が不足する場合、被災自治体は建築基準法に規定する特定行政庁の許可を得て、１年を超えない範囲毎に存続期間の延長が可能である旨を各都道府県に通知した。仮設住宅の供与期間の延長について、被災県からの協議を受けて、３年から４年への延長方針を決定するとともに、延長に伴い必要となる経費について平成 26 年度予算概算要求において要求を行った。 ○　応急仮設住宅の空き住戸は集会所や談話室、倉庫、他の自治体からの応援職員やボランティア等の宿泊場所として利活用できる旨を関係自治体に周知した。 ○　更に、処分制限期間（２年）経過後は建設工事に従事される方等の宿泊場所等、多用途に活用することが原則可能である旨を関係自治体に通知した。 ＜復興事業への民間事業者のノウハウの活用＞ ○　震災復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等に対し、官民連携事業導入の検討を支援している。	復興庁 厚生労働省 農林水産省 国土交通省

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜復興事業への民間事業者のノウハウの活用＞ ○　被災地の地方公共団体等は小規模な団体が多く、今後復興事業を進めるにあたり事務負担の増大も見込まれるため、復興にあたっては、公的主体が全力で取り組むことはもとより、復興の担い手、資金等の観点から、民間の資金、経営能力、技術的能力の活用等の民間の力が最大限に発揮されることが課題である。 ＜工程表をもとにした取組の推進＞ ○　住宅再建・復興まちづくりの加速化措置を着実に実施するとともに、事業の進展や社会状況の変化に伴い生じる課題などへ柔軟かつ迅速に対応する。 ○　防災集団移転促進事業における事業計画の軽微な変更について、事業費 20%以上の増額となる場合も土地の価格上昇に伴う事業費の増額分を除き取り扱うことを可能とするなど、事業計画の変更手続きを簡素化した旨を通知した（平成 25 年 9 月 26 日付）。 ＜復興事業への民間事業者のノウハウの活用＞ ○　震災復興における官民連携手法の活用を促進するため、平成 26 年度概算要求において、震災復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等を支援するための経費を２億円計上。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

<table>
<tr><th>項　目</th><th>与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）</th><th colspan="2">現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策</th><th>担当省庁</th></tr>
<tr>
<td>Ⅰ．住まいの再建
３．事業実施の隘路の克服
（１）事業実施に必要な権利調整と用地確保</td>
<td>○　土地区画整理事業の関係地権者の合意形成のために工事着手が遅延することのないよう、法定手続の短縮措置や起工承諾の活用により、工事に早期に着手するよう周知すること。また、所有者不明の土地の存在により事業が無用に遅延することのないよう、所有者不明のまま換地処分を行うなど、土地区画整理手続を柔軟に進めるべきことを周知すること。
○　用地取得に関し、被災自治体が抱える諸課題について実効ある解決を図れるよう、関係省庁で設けている連絡会において土地の境界・権利等をめぐる問題について被災自治体の相談に応じるとともに、市町村ごとに関係省庁の実務者による支援チームを設置し、関連する実務について強力なサポートを行うこと。
○　所有者不明の土地への対応等のため、民法上の財産管理人制度の積極的活用を行うとともに、収用手続きを多く活用せざるを得ない状況を踏まえ、収用に係る審査手続きの簡素化を徹底すること。
○　諸般の事情による遺産相続の遅れが事業実施の妨げになっていることを踏まえ、相続手続きを迅速化するため、法テラスの活用などの支援を強化すること。
○　所有者不明の土地に対する不明裁決、公益上必要な場合の緊急使用等の制度について、その活用を行うよう、被災自治体や関係機関に周知徹底すること。
○　発掘調査の弾力化（簡略化と迅速化）、必要な体制の確保や民間活力の活用等により、埋蔵文化財調査の迅速な発掘調査を実施すること。
≪追加提言（抄出）≫
○　まちづくりを進めるには、住民の方々の意見集約や地域の安全性の確保が大前提となる。このため、ファシリテーターの活用等による合意形成の促進を図るとともに、多重防御型のまちづくりや住まいの再建と並行した防潮堤等の整備、土地の嵩上げなど地域の安全確保を促進する必要がある。
しかしながら、防潮堤等の整備については、背後地のまちづくり計画との調整や用地取得の関係等からその整備が遅延している事例が存在している。このため、県や市町村がまちづくり計画との調整の促進を図ることが必要である。</td>
<td>現在の対応状況</td>
<td>＜区画整理事業の法定手続き短縮・起工承諾活用等＞
○　土地区画整理事業の早期工事着手のために、法手続の短縮措置の活用や起工承諾の活用について、津波被災自治体への周知を実施した（平成 25 年３月 11 日付）。
○　円滑な事業進捗のために、所有者不明の土地について、公示送達の適切な運用等を通じ、換地処分を進める等、土地区画整理事業手続きの柔軟な進捗を図るよう津波被災自治体への周知を実施した（平成 25 年３月 11 日付）。
＜関係省庁支援チームによるサポート＞
○　平成 24 年 11 月に岩手県釜石市内の鵜住居川・片岸海岸の防潮堤事業をモデルケースに選定し、復興庁、法務省及び国土交通省による連携チームにおいて、用地取得迅速化に向けた取組を実施している。市町村事業についてもモデルケースを設けることとし、大槌町の防災集団移転促進事業について具体的な相談を受けて解決している。
＜財産管理人制度の活用＞※法務省において最高裁事務総局から聴取したもの
○　各家裁において県弁護士会や県司法書士会に財産管理人候補者の推薦を要請。盛岡家裁管内で弁護士 63 名、司法書士 30 名の候補者を、仙台家裁管内において弁護士 167 名、司法書士 88 名の候補者を、福島家裁管内で弁護士 69 名の候補者をそれぞれ確保した（さらに、福島家裁管内で司法書士 75 名の候補者を確保予定）。
○　申立日が平成 25 年４月以降の各家裁管内における財産管理人の選任状況は次のとおり（復興関連のものに限る。申立てがあったものについては、取下げがあったもの及び９月 17 日申立てで選任未了のものを除き、全て選任済み。申立てから最短２日，その他の事件も概ね１か月程度で選任。）
<table>
<tr><th></th><th>盛岡家裁管内</th><th>仙台家裁管内</th><th>福島家裁管内</th></tr>
<tr><td>不在者財産管理人</td><td>２件（弁護士，司法書士各１名）</td><td>３件（弁護士，司法書士，親族各１名）</td><td>１件（司法書士）</td></tr>
<tr><td>相続財産管理人</td><td>４件（弁護士４名）</td><td>５件（弁護士５名）</td><td>２件（弁護士２名）</td></tr>
</table>
○　仙台、福島及び盛岡の各家裁において、それぞれの運用の実情を踏まえ、申立てやその後の手続に関するＱ＆Ａを作成し、管内の自治体に周知した。
＜収用手続き簡素化＞
○　土地収用手続のうち、事業認定手続の審査期間の短縮や（標準処理期間３カ月→２カ月以内で処理）、収用裁決手続における指名委員制度（７名の委員合議を、１名の指名委員で審理、又は調査を可能とする）の活用により迅速化を図ることとした。
○　岩手県釜石市内のモデルケースにおいて、事業認定申請書の作成について、県が１～２年要すると懸念していたものを、県が申請書の作成に着手してから約４カ月で概成した。また、土地収用法に基づく説明会を他の説明会と兼ねて開催することで当初の県の予定よりも３カ月前倒しした。また、事業認定の申請から事業認定まで２カ月以内を目標として迅速に告示を行った（法定の努力義務は３カ月）。</td>
<td>復興庁
法務省
文部科学省
国土交通省</td>
</tr>
</table>

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	＜法テラスの活用等＞ ○　日本司法支援センターは相続など法的問題の解決を支援するため、被災者の資力に関わらず、弁護士等の無料法律相談や弁護士費用の立替等（以下、「震災法律援助事業」という。）を実施。これらのサービス提供拠点として被災地に７カ所の出張所を設置した。 震災法律援助事業及び当該出張所の運営に係る経費については、平成 26 年度概算要求にて、復興庁において一括計上して要求したところである。 ○　用地買収交渉等の復興業務を進める上で被災自治体が直面している法的問題の解決を支援するため、日本弁護士連合会と連携して、日本司法支援センター常勤弁護士等を自治体６カ所に市役所の任期付職員として派遣した。 ＜不明裁決・緊急使用等の活用＞ ○　釜石のモデルケースの実施により得られた知見等を踏まえて、今後の土地収用手続の迅速化に向けて国交省から被災３県の起業者、事業認定庁及び収用委員会それぞれ宛に、不明裁決の活用や緊急使用の活用等を含む土地収用制度の活用に関する通知を４月５日に発出した。 ＜埋蔵文化財の迅速な発掘調査＞ ○　従前の調査による知見があれば埋蔵文化財の試掘・確認調査は原則不要であること等を、文化庁から関係教育委員会に通知した（23 年４月、24 年４月、25 年２月の３回）。 ○　民間組織の活用（福島県と広野町の事業で導入実施（25 年４月）。さらに釜石市、石巻市等で説明会を開催（25 年４月、５月）。） ○　防災集団移転促進事業において、土地所有者の同意により、大臣同意前に埋蔵文化財調査の実施が可能であり、当該調査に復興交付金を充てることができる旨を通知した（25 年３月）。通知を踏まえ、大槌町と浪江町では大臣同意前から発掘調査の調整に着手。 ○　文化庁から全国の都道府県等教育委員会に対し埋蔵文化財専門職員等の被災地への派遣協力要請。24 年度は 32 名の職員を岩手県・宮城県・福島県に派遣。25 年４月から 60 名の職員を岩手県・宮城県・福島県・沿岸市町に派遣した。さらに、25 年 10 月から９名の追加派遣を決定した。 ○　24 年度派遣職員・派遣元自治体に感謝状（25 年５月）。 ○　派遣職員の心身の健康管理の徹底を促す事務連絡を発出した（25 年７月）。 ○　被災市町村からの埋蔵文化財の取扱いや発掘調査迅速化の要望に回答し、他の自治体にも同内容を周知（平成 25 年３月）。 ○　「復興交付金」による発掘調査費用を確保（26 億円（25 年６月まで））。 ＜防潮堤等の整備＞ ○　防潮堤等の整備については、まちづくり調整に係るマネジメントの強化や用地取得に係る支援等を行い、工事の早期着工に向けて取り組んでいる。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜土地区画整理事業の法定手続き短縮・起工承諾活用等＞ ○　法手続の短縮措置の活用や起工承諾の活用により、引き続き、土地区画整理事業の早期工事着手を図っていく。 ○　所有者不明の土地について、引き続き、公示送達の適切な運用等を通じて、土地区画整理事業の円滑な進捗を図っていく。 ＜関係省庁支援チームによるサポート＞ ○　岩手県釜石市のモデルケースを引き続き進めていくとともに、大槌町の市町村事業についても支援を行う。 ○　実務支援チームにて被災地を訪問し、現場での具体的な課題を解決し市町村事業の迅速化を図る。 ○　復興事業の本格化に伴い、今後、土地の取引等が急増し、それに伴う登記の申請及び嘱託等の増加が見込まれることから，被災自治体及び被災者からの登記に関する相談に応ずることができる体制（特設登記相談所の開設及びフリーダイヤルの設置）を継続する。 ＜財産管理人制度の活用＞ ○　仙台，盛岡及び福島の各家裁による関係自治体への制度・運用説明について，引き続き，自治体からの要望等に応じて実施する予定である。 ＜法テラスの活用等＞ ○　弁護士派遣の要望がある被災自治体に対しては、引き続き、日本弁護士連合会と連携して、日本司法支援センター常勤弁護士等の派遣を実施する予定である。 ＜埋蔵文化財の迅速な発掘調査＞ ○　被災地の各地の状況をきめ細かくフォローし、迅速化を支援する。 ○　民間組織の活用を促進する（民間活用に知見のある職員の短期派遣等）。 ○　民間組織を導入するための仕様書を被災三県において作成する。 ○　平成 26 年度も引き続き派遣職員の確保に努める。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
Ⅰ．住まいの再建 ３．事業実施の隘路の克服 （２）マンパワー不足の解消	○　任期付き職員としての採用等により、公務員ＯＢや自衛隊ＯＢ、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等の活用を促進すること。 ○　まちづくりに係る事業のノウハウを有する独立行政法人都市再生機構の積極的な活用を行うこと。また、都市再生機構においても、現地体制や業務受託等の取組みについて、柔軟に個別ニーズに対応するとともに、より一層の拡充を図ること。 ○　被災自治体へのサポート等により復興事業の発注についてのＣＭ方式の拡大を行うとともに、発注業務や用地補償業務のコンサルタント等への外部委託など、被災自治体の業務負担が軽減できる手法の活用を拡大すること。 ○　被災地と被災地以外の建設企業が協業する復興ＪＶの活用など、広域的に人材を確保すること。 ○　分割発注を排し、人材の配置を工夫するなど技術者や技能者の効率的活用を図るとともに、労務費等が高騰する場合には、予定価格への適切な反映を行うこと。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　必要な用地の確保に関して、復興特別区域法による特例の活用等により地籍調査の促進を図るとともに、用地取得に必要なマンパワーの確保、モデル事業の更なる実施やモデル事業で得られたノウハウの展開等を進める必要がある。 こうした現行制度の運用改善等による迅速化措置を講じていくとともに、事業の具体化の過程において、なお十分な対応が図れないような場合には、法改正も視野に新たな対応を検討する必要がある。 ○　被災自治体における人手不足に対し、緊急提言で示した各種取組みが推進されているが、今後、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業といったまちづくり関連事業の発注が本格化することから、国・県が被災市町村のさらなるニーズをきめ細かに把握しつつ、人材確保のための取組みのより一層の推進を行うとともに、発注方式の工夫や事務のアウトソーシング等をより一層推進することで、被災自治体の業務負担の軽減を行う必要がある。	現在の対応状況 <他の自治体からの職員派遣の一層の推進><公務員ＯＢ、自衛隊ＯＢ、民間実務経験者等の活用> ○　民間企業等の人材の活用を促進するため、採用手続き及びこれに伴う財政措置の周知を実施した（平成 25 年３月１日付で通知）。 ○　全国自治体から被災自治体へ、2,056 人が派遣されている（25 年５月 14 日現在）。 ○　総務大臣が、４月から７月にかけて、８つの経済・業界団体を訪問し、直接、各団体のトップに被災地方公共団体への人的支援を要請した。 ○　青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員ＯＢ、民間実務経験者を国の職員として採用し、被災市町村に常駐させて復興関連業務を支援する取組により、25 年９月 11 日現在、101 名が被災市町村へ派遣されている。 <ＵＲの活用、ＵＲの現地体制や業務受託等の対応拡充> ○　ＵＲは復興の加速化のため、現地復興支援体制を 316 名に強化した。 （平成 25 年９月２日時点） ○　ＵＲは 20 の被災市町村と協定等を締結し、当該市町村からの委託又は要請を受けて復興市街地整備事業（24 地区）並びに災害公営住宅の整備（要請戸数：約 2,700 戸）を推進している。 <ＣＭ方式の拡大、事務の外部委託化の推進> ○　工期短縮等のため、ＵＲによるＣＭ方式（コンストラクション・マネジメント方式）の工事発注を実施している。 ・宮城県女川町・東松島市・気仙沼市・南三陸町、岩手県陸前高田市・山田町・宮古市・大槌町においてＣＭＲ（コンストラクション・マネージャー）を決定した。 ・岩手県大船渡市・釜石市・山田町、福島県いわき市においてＣＭＲの公募を開始した。（契約済・契約手続中 12 件・18 地区）（平成 25 年９月２日現在） ○　大槌町において、町が工事をＣＭ方式で自ら発注するにあたり、ＵＲ及び建設コンサルタントが発注者支援業務を実施するモデル事業に着手した。 ○　用地補償業務につき、県に外注ノウハウ（仕様書、積算基準、補償コンサルタントの業務分野を含めたリスト）を提供し、補償コンサルタントへの外注を促進している。 <復興ＪＶの活用等> ○　25 年９月 18 日現在、合計 157 件の復興ＪＶが登録されている。 宮城県：107 件／岩手県：10 件／仙台市：６件／石巻市：24 件／森林管理局：10 件 <発注ロットの大型化> ○　人材の効率的活用のため、地元企業の活用を図りつつ発注ロット大型化を図っている。	復興庁 総務省 国土交通省 防衛省

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	＜技術者・技能者の効率的活用＞ ○　被災地における技術者の効率的な活用を図るため、平成 24 年２月 20 日付けで、密接性・近接性の高い工事における専任の主任技術者の兼務を可能とするとともに、平成 25 年２月５日付けでその対象となる工事を追加し、さらに平成 25 年９月 19 日付けでその対象となる工事及び距離の要件の緩和を行った。 ○　現場代理人の常駐義務緩和の適切な運用や、監理技術者等の専任を要しない期間の明確化についても改めて周知を実施した。 ＜労務費等高騰の場合の予定価格への反映＞ ○　公共工事設計労務単価は従来年１回の調査に基づき３月末に改訂していたが、被災地については３カ月ごとに簡便な方法による調査を行い、必要に応じてよりきめ細かく現場の状況を反映させた。25 年３月 29 日には、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、入札不調の増加に対応し、単価を改訂した（平成 25 年度公共工事設計労務単価を被災３県で対前年度比約 21%引き上げ、全国で対前年度比約 15%引き上げ）。 ＜標準建設費の引き上げ＞ ○　東日本大震災以降、被災地の建築工事費が大幅に上昇していることから、被災３県における災害公営住宅整備事業等に適用される標準建設費（※補助対象の限度額として機能する金額）について、主体附帯工事費（建築主体の工事費）の上限を 15%引き上げることを可能とするとともに、工期の短縮等その他特殊事情による工事費の上昇等に対応するため特例加算の追加を実施した。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 <u>＜他の自治体からの職員派遣の一層の推進＞＜公務員ＯＢ、自衛隊ＯＢ、民間実務経験者等の活用＞</u> ○　今後とも全国の自治体に対して更なる職員派遣を要請するほか、被災自治体における任期付職員等の採用支援、被災自治体で働く意欲のある市区町村のＯＢ職員情報の提供、必要とされる資格等を持った退職自衛官、民間企業等の人材の活用の促進を行っていく。 ○　被災自治体への事業実施体制の支援とあわせて、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組もさらに推進する。 <u>＜ＵＲの活用、ＵＲの現地体制や業務委託等の対応拡充＞＜ＣＭ方式の拡大、事務の外部委託化の推進＞</u> ○　復興市街地整備事業において、引き続きＣＭ方式を効果的に活用し、工事調整業務などの発注者業務を外部化すること等により、効率的に外部のマンパワーを活用して工期短縮等を図る。 <u>＜復興ＪＶの活用等＞</u> ○　今後も復興ＪＶ制度の活用により、地域の雇用を確保しつつ、復興事業の円滑な促進を図る。さらに、被災地・被災自治体の意向や事業の進捗状況等を踏まえながら、さらなる対応を検討する。 <u>＜労務費等高騰の場合の予定価格への反映＞</u> ○　実態に合わせた公共工事設計労務単価の見直しを行うため、労働市場の実勢価格や入札不調の状況を監視し、必要な対応を検討する。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅰ．住まいの再建 ３．事業実施の隘路の克服 （３）資材不足の解消	○　地区毎、資材毎に、事業計画を踏まえた具体的な需給見通しを立て、きめ細かな対応を図ること。 ○　需給のひっ迫が懸念される資材については、当該地区ごとの実情に応じ、資材の流通ルートや荷揚げ場・置き場の確保など民間事業者による資材供給のための条件整備を実施すること。 ○　特に不足が懸念される生コンクリートなど、民間事業者による資材供給を確保するだけでは不足解消が困難な場合には、公共側において仮設のプラントを整備するなど、資材確保に万全の対応を行うこと。 ○　コンクリート二次製品への転換、コンクリート以外のものによる代替等の構造の工夫等による需要の抑制を図ること。 ○　資材価格等が高騰する場合、予定価格への適切な反映を行うとともに、いわゆるスライド条項の円滑な適用に向けた環境準備を行うこと。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　資材に関しても、まちづくり関連事業の発注の本格化等に伴い、生コンや砂利といった資材の不足が懸念される。このため、地域毎の資材の動向を把握して実効ある対応を進める必要がある。 　また、これに加えて資材等の運搬を担うダンプカー等についても、その不足によって復興事業の進捗に影響が出ないよう、関係業界の協力を得つつ万全の対応を行うとともに、資材の確保・運搬等に伴う支障の発生防止や解消についても留意すべきである。	現在の対応状況	＜地区毎・資材毎の需給見通し＞ ○　建設資材対策東北地方連絡会や地域別分会により、国、地方自治体、建設業団体、資材団体が会議を随時開催し、地域ごとに建設資材の需給見通しを共有している。 ＜資材供給条件整備（流通ルート、荷揚げ場、置き場確保等＞ ○　建設資材対策東北地方連絡会や地域別分会により、国、地方自治体、建設業団体、資材団体が会議を随時開催し、ひっ迫が懸念される生コン原材料（砂・砕石等）に対して、地域外からの調達についての必要性等、情報共有を図っている。これに基づき、被災自治体等が荷揚げ場・置き場の確保を図っている。 ＜生コンの公共仮設プラント整備＞ ○　平成 26 年度以降に、直轄事業（三陸沿岸道路事業）で多量の生コンを使用することで、生コンの需給がひっ迫する見込みの宮古地区、釜石地区に、事業専用プラントを設置することを決定。また、宮城県により、気仙沼・石巻地区の複数の災害復旧事業において、当該事業専用プラントを設置する取組みを行っている。 ＜生コンの需要抑制＞ ○　生コンの需要を抑制するため、国土交通省直轄事業では従来生コンを使用する海岸堤防の被覆工を、コンクリートブロックを使用する設計に変更した。 ＜資材価格高騰時の予定価格への反映＞ ○　予定価格の積算で使用する資材価格は、月刊の物価資料の最新号を使用しているが、高騰している資材価格は、物価資料を発刊する調査機関に協力を求め速報値を活用している。 ＜スライド条項適用の環境準備＞ ○　被災地で高騰している生コンについていわゆる「単品スライド条項」の対象としての取扱が円滑に行われるよう、今年３月に運用の細部を定め、地方整備局への通知、都道府県への情報提供を行っている。 ＜標準建設費の引き上げ＞ ○　東日本大震災以降、被災地の建築工事費が大幅に上昇していることから、被災３県における災害公営住宅整備事業等に適用される標準建設費（※補助対象の限度額として機能する金額）について、主体附帯工事費（建築主体の工事費）の上限を 15%引き上げることを可能とするとともに、工期の短縮等その他特殊事情による工事費の上昇等に対応するため特例加算の追加を実施した。 ＜地域毎の資材動向の把握、資材供給不足時における設計変更対応、ダンプカー等の運搬車両不足への対応＞ ○　建設資材対策東北地方連絡会や地域別分会により、国、地方自治体、建設業団体、資材団体が会議を随時開催し、地域ごとに建設資材の需給見通しを共有している。工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、他地域から工事現場への輸送費を含めた追加コストを支払う措置を講じている。 ○　加えて、ダンプカー等の運搬車両の広域的な調達に資するため、運転手の勤務等の基準に関する特例措置を講じている。	復興庁 国土交通省

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【課題】 ＜地区毎・資材毎の需給見通し＞ ○　建設資材の需給見通しについて、建設資材対策東北地方連絡会及び地域別分会において、国、地方自治体、建設業団体、資材団体が情報共有を行っているところであるが、引き続きその動向に注視しながら、プラント不足地域では、公共工事用プラント設置等、必要に応じ対策を講じる必要がある。 ○　生コンやアスファルト合材等、需給のひっ迫が懸念される資材について、建設資材対策東北地方連絡会及び地域別分会において、国、地方自治体、建設業団体、資材団体が情報共有を行っているところであるが、引き続きその動向に注視しながら、必要に応じ対策を講じる必要がある。 【今後予定している主な施策】 ＜生コンの公共仮設プラント整備等＞ ○　岩手県宮古地区と釜石地区に整備を予定している公共プラントについては、需要増が想定される平成 26 年度の三陸沿岸道路工事に間に合うよう、設置位置や規模、その運営方針を検討している。 ＜スライド条項適用の環境準備＞ ○　スライド条項に関する事務の更なる簡素化ができないか、「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」にて情報交換を行うなど被災３県、仙台市と連携して検討している。	
Ⅰ．住まいの再建 ３．事業実施の隘路の克服 （４）入札不調対応	入札不調の発生状況を注意深く把握するとともに、不調の発生防止を図るため、マンパワー、資材等に係る取組みを推進するとともに、入札方法の工夫や応札業者に係る適切な地域要件の設定や復興ＪＶの活用等の対応を推進すること。	現在の対応状況	＜入札不調対応＞ ○　関係省庁、被災自治体、建設業協会で構成される「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」で被災地の実態を踏まえながら、復旧復興事業の施工確保策として下記の対策を実施した。 ・資材等の実勢価格を予定価格に適切に反映 ・資材の確保 ・人材確保 ・ＵＲを活用したＣＭ方式の実施 ○　不調となった工事については、各地方公共団体で随意契約、ロットの大型化等の工夫を行い、再入札等によりほぼ契約はできていることを確認済み。 ○　発注者が入札契約過程で活用すべきこれまでに講じてきた施工確保対策を体系的に整理し、被災三県（岩手県・宮城県・福島県）・仙台市、各市町村、建設業団体に対し、９月 19 日付けで周知。	国土交通省
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜入札不調対応＞ ○　「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」等の場を活用して、資材や人材を確保する方策や膨大な復旧復興事業に係る事務負担の軽減のために必要な対応を検討する。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
Ⅰ．住まいの再建 ３．事業実施の隘路の克服 （５）災害廃棄物処理の推進	○　広域処理を含む災害廃棄物の処理先の速やかな確保など、災害廃棄物処理の目標の達成に向けた進捗状況の確認ときめ細かな進捗管理を実施すること。 ○　防潮堤や海岸防災林などの公共事業等において積極的な再生利用を行うなど、災害廃棄物処理の加速化を図りつつ、復興事業を推進すること。	現在の対応状況	農林水産省 国土交通省 環境省

＜目標達成に向けたきめ細かな進捗管理等＞

○　岩手、宮城、福島県の沿岸市町村を対象に進捗状況を毎月確認し、きめ細かな進捗管理を実施している（平成 24 年８月末より結果を公表）。

○　福島県については、災害廃棄物等処理の進捗状況（内陸部含む）について点検を行い、今後の処理の見通しとして災害廃棄物の撤去・仮置場への搬入は着実な搬入の実施により平成 25 年度内に完了させ、搬入後の処理についても平成 25 年度末までの処理を可能な限り進め、災害廃棄物発生量の多い一部地域等については平成 26 年度のできるだけ早期の処理完了を目標とする。また、国の代行処理は、仮設処理施設の立地場所の状況や同意取得の状況に応じてできるだけ早期の処理完了を目指す（新地町、相馬市については平成 25 年度内完了が目標）。

○　災害廃棄物処理の進捗状況は以下の通り（平成 25 年７月末現在）。

岩手県	宮城県	福島県	３県全体
69%	86%	54%	79%

※福島県の場合、国が直轄で処理する「汚染廃棄物対策地域」を除く

＜公共事業等における積極的な再生利用＞

○　岩手県宮古市、宮城県仙台市等の海岸防災林の再生にあたり、植生基盤の盛土材として、安全性が確認された津波堆積物及びコンクリートがら等災害廃棄物由来の再生資材約 100 万ｔを使用する。

○　地元ニーズを踏まえ、海岸堤防（仙台湾南部海岸）や防波堤（八戸港）等の国土交通省発注工事において、災害廃棄物（コンクリートがら、津波堆積土砂）を活用する。

・海岸堤防復旧工事に活用する災害廃棄物：約 47 万ｔ

・防波堤災害復旧工事に活用する津波堆積土砂：約 2.1 万ｔ

○　災害廃棄物の再生利用量は約 1,075 万ｔ（セメント利用を含む）で、再生利用率は約 85%。津波堆積物の再生利用量は約 563 万ｔで、再生利用率はほぼ 100%となっている。海岸堤防復旧事業、海岸防災林復旧事業、圃場整備事業、公園整備事業等の公共事業に災害廃棄物由来の再生資材を活用しており、コンクリートくずや津波堆積物約 941 万ｔの活用が予定されている（平成 25 年７月末現在）。

○　災害廃棄物の建設資材としての活用にあたり、需要と供給のマッチングを推進するため、公共工事発注部局、廃棄物部局の双方から情報提供するスキームを関係省庁と連携して整備した。

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜目標達成に向けたきめ細かな進捗管理等＞ ○　平成 25 年度の中間時点（平成 25 年９月末）の処理量の見込み割合を踏まえ、きめ細かな進捗管理を実施する。 ○　今後とも、被災自治体や関係省庁とも連携しつつ、災害廃棄物の処理を推進する。 ○　福島県の災害廃棄物については、処理の見通しを示す目標等を踏まえ、進捗管理の強化を図りつつ着実な処理を推進。 ＜公共事業等における積極的な再生利用＞ ○　津波堆積物及びコンクリートがらを活用した再生資材 1,000 万ｔ以上の利用が可能であることから、引き続き廃棄物部局等と密接に連携し、再生資材の有効活用を図る。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅱ．暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 １．医療・介護の再生復興等 （１）仮設住宅居住者の心のケア等	今後、仮設住宅等での生活がさらに長引くと、これまで健康だった人にも心の健康面の問題が生じるおそれもあるため、ＰＴＳＤ、うつ、自殺企図等の問題が出ていないか早期に把握し、必要に応じて専門機関につなぐなど、ＮＰＯ等の活用も含め必要な人員の確保とともによりきめ細かな対応を進めること。 その際、それぞれの家庭の家族構成やその置かれた環境に応じ、各々の抱える悩みや状況を踏まえた細やかな対応を図ること。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　避難生活の長期化を踏まえ、引き続き被災者の心のケアや生きがいの確保に取り組むとともに、被災地における自殺やＤＶ、少年非行、児童虐待等の問題に対処するため、状況の把握に基づくきめ細かな相談等を行う必要がある。	現在の対応状況	＜仮設住宅居住者の心のケア等＞ ○　被災県に基金を造成し、仮設住宅等で生活する被災者を対象とした各種健康支援活動やそれらの活動を担う保健師等の人材確保を支援。被災３県については、基金の事業実施期限を平成 25 年度末まで延長した。平成 26 年度概算要求では、基金の積み増し及び実施期限の延長を要求している。 ○　被災３県に「心のケアセンター」を設置し、住民の健康支援を行う市町村や保健所の後方支援、看護師等の専門職による被災者への訪問支援活動を実施している。 ○　被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、「介護等のサポート拠点」を整備。25 年７月末現在、被災３県に 117 カ所設置した。 ○　高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層等が地域とのつながりを持ち続けられるよう、市町村、社会福祉協議会、ＮＰＯ等が連携し、ボランティア等による孤立防止のための見守り活動等を実施する地域コミュニティ復興支援事業を創設。24 年 11 月現在、11 県 165 市町村で避難者への支援を実施した。 ○　24 時間 365 日無料の電話相談窓口において、被災地専用ダイヤルを設置した。 ○　被災した児童やその家族への相談･支援事業として、「安心こども基金」を活用し、児童精神科医の配置や巡回相談、保育士等の子育て支援に関わる方々に対する研修等の取組を支援している。	復興庁 厚生労働省
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜仮設住宅居住者の心のケア等＞ ○　仮設住宅等での生活の長期化に伴い、心身の健康の維持管理支援が重要な課題。被災３県の状況も踏まえ、引き続き基金の延長等を検討する。 ○　心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）の長期化、うつ病や不安障害の方の増加が見込まれることから、市町村や保健所と連携しつつ、心のケアを継続して行っていく予定であり、平成 26 年度概算要求でも引き続き要求を行ったところ。 ○　被災自治体や関係団体等と連携しながら「介護等のサポート拠点」における総合相談、生活支援サービス、地域交流等の各種事業を継続する。 ○　安心こども基金で実施している事業の来年度の取扱いについては予算編成過程において検討する。 ○　これまで心のケアや孤立防止対策を必要としていなかった方々や支援者等に対し、心の病に対する予防の推進等を行う事業を実施する。	

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅱ．暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 １．医療・介護の再生復興等 （２）医療・介護の再生復興	全半壊した医療施設のすべてを単に復旧するのではなく、医療機能の集約・連携、在宅医療の推進等の方向性を踏まえ、新たな医療提供体制のモデルとなるような形での復興を目指すこと。 介護等については、仮設住宅へのサポート拠点の設置等により、当面の介護サービス提供体制等を確保してきたが、避難生活の長期化に伴い、こうした体制のさらなる充実が求められる。 住宅復興等の市町村の復興計画の進捗等に合わせて、地域包括ケアを中心とした医療・介護等の基盤整備や連携を推進すること。	現在の対応状況	＜新たな医療提供モデルとなるような形での復興＞ ○　被災３県及び茨城県に対し、東日本大震災に係る医療機関（官民問わず）等への復興等（医師等確保も含む）に係る支援として、地域医療再生基金を合計 1,543 億円交付した（岩手県 356 億円、宮城県 649 億円、福島県 430 億円、茨城県 108 億円）。 ○　平成 24 年度補正予算（全都道府県を対象）で 500 億円を積み増した（被災３県及び茨城県には各 15 億円交付することを決定）。 ＜地域包括ケアを中心とした医療・介護等の基盤整備・連携＞ ○　被災した介護施設等の「復旧」のみならず、新しい形で地域包括ケアの基盤を整備する「復興」施策として、平成 23 年度第３次補正予算において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の一事業として、「介護基盤復興まちづくり整備事業（29 億円）」を計上した。当該基金は 24 年度予備費にて積み増すとともに 25 年度まで期限を延長した。26 年度の当該基金の取扱いについては、税制抜本改革に伴う社会保障の充実と一体のものとして、事項要求を行ったところであり、具体的な対応については、予算編成過程において検討することとしている。 ○　被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の整備などの地域支え合い体制づくりを支援している。	厚生労働省

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【課題】 ＜地域包括ケアを中心とした医療・介護等の基盤整備・連携＞ ○　平成 26 年度以降についても、被災地の状況を踏まえ、地域包括ケアの実現の観点から、介護等の基盤整備にかかる必要な予算を確保する必要がある。 ○　甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにすることが課題となっている。 【今後予定している主な施策】 ＜新たな医療提供のモデルとなるような形での復興＞ ○　被災地各県が作成した医療復興計画又は地域医療再生計画に基づき、引き続き地域医療再生基金を活用して支援する。 ○　福島県警戒区域等内の医療施設再開支援事業（地域医療再生基金を活用して、再開に必要な施設設備整備費、運営経費等に対する支援をおこなうもの）を引き続き実施する。 ○　福島県いわき市において進められている、当面の対策である救急医等の派遣とあわせ、全国のモデルとなるような医療提供体制の構築に向けて、開業医と病院が連携して地域を支える取組が進むよう、引き続き厚生労働省も地域での協議に参加して支援する。 ＜地域包括ケアを中心とした医療・介護等の基盤整備・連携＞ ○　地域包括ケアの考え方を地域社会に定着させていくことが重要であり、引き続き被災自治体や関係団体等と連携しながら、地域支え合い体制づくり事業を継続する。 ○　被災３県の障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等マンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援を展開する。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
Ⅱ．暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 １．医療・介護の再生復興等 （３）医師、看護師等の不足への対応	各医療機関等から具体的なニーズを継続的、かつ、積極的に吸い上げるとともに、それに応じた個別具体的な対応を強力に推進するなど、新たな対応を含め具体的な成果が得られる取組みを行うこと。 また、医師、看護師不足の確保に加え、福祉・介護人材確保緊急支援事業や安心こども基金を活用した「保育士・保育所支援センター」による潜在保育士の再就職等支援等の活用により、介護職員、保育士等についても、その確保を図ること。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　医療機能の復興において、まずは、医師不足が深刻な地域に対する当面の対策として、地域の医療資源を効率的に活用するなど当該地域において医療関係者が緊密な連携を図るとともに、なお不足する医師について早急に派遣の調整を行う等の個別対応を行う必要がある。 また、福島県の避難指示区域等については、住民の帰還が進むまでは医療機関の経営が困難な状況が続くことから、医療機関の再開に必要な経費等の支援を行うとともに、医師等の確保に関する検討を個別具体的に行う必要がある。	現在の対応状況 ＜各医療機関等からのニーズ吸い上げと成果が得られる取組＞ ○　全国の医療関係団体で構成する「被災者健康支援連絡協議会」の協力を得て、医療機関ごとのニーズに合わせた医師等の派遣を調整している。 ○　全国医学部長病院長会議・被災者医療支援委員会による医師派遣実績（延べ人数。23 年９月から 25 年８月）は以下の通り。 | 岩手県	宮城県	福島県	茨城県	合計
---	---	---	---	---
188	42	233	89	552	 ○　平成 23 年度に岩手県及び福島県、平成 24 年度に宮城県及び茨城県にそれぞれ地域医療支援センターを設置し、その運営費に対する国庫補助を実施した。 ○　被災３県及び茨城県に対し、東日本大震災に係る医療機関（官民問わず）等への復興等（医師等確保も含む）に係る支援として、地域医療再生基金を合計 1,543 億円交付した（岩手県 356 億円、宮城県 649 億円、福島県 430 億円、茨城県 108 億円） ○　平成 24 年度補正予算（全都道府県を対象）で 500 億円を積み増した（被災３県及び茨城県には各 15 億円交付することを決定）。 ○　福島県南相馬市に「厚生労働省相双地域等医療・福祉支援センター」を設置（平成 24 年１月に改変）し、医療機関等を延べ約 470 回（平成 25 年８月末日現在）訪問し、各医療機関の実情やニーズの把握等を実施した。 ○　福島県いわき市の当面の医師不足の対応は、被災者健康支援連絡協議会からの麻酔科派遣を継続するとともに、救命救急センターへの救急医の派遣について昨年 12 月からの派遣に加え、さらに、個別調整を実施した結果、７月から追加派遣が実現した。 ＜介護職員、保育士等の確保＞ ○　潜在保育士の再就職支援や保育所の潜在保育士活用支援を行う「保育士・保育所支援センター」の開設を支援した。現在、福島県で開設、宮城県と岩手県においては開設準備中である。 ○　平成 24 年度予備費を活用して「福祉・介護人材確保緊急支援事業」を創設し、各県の福祉人材センターによるハローワークと合同での福祉関係就職面接会の開催や求人事業所と求職者間のマッチング機能強化を実施。これに加えて、福島県では今後、1,000 名程度の福祉・介護人材確保を目標とした独自の事業を実施中。また、福島県相双地域等における介護職員等の人材不足に対しては、福島県と協働で、全国から介護職員等の応援事業を実施している。 ○　平成 26 年度概算要求では、東日本大震災によって甚大な被害を受け、特に福祉・介護人材の確保が困難となっている福島県における介護人材の確保のため、福祉・介護分野への新規就労者等が、特に人材確保が困難として県が定める地域の施設等に就職するに当たっての、「就職支度金」及び「住宅手当」の支給を行う事業（被災地における福祉・介護人材確保事業）について要求したところ。	厚生労働省

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【課題】 ＜各医療機関等からのニーズ吸い上げと成果が得られる取組＞ ○　被災地は震災以前から医師等が不足している。 ＜介護職員、保育士等の確保＞ ○　被災３県の中でも福島県相双地域の看護職員及び介護職員の確保が厳しい状況。 ○　被災地における子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のために保育士確保が必要である。 【今後予定している主な施策】 ＜各医療機関等からのニーズ吸い上げと成果が得られる取組＞ ○　今後とも現地の意見等を聞いたうえで必要な支援を実施する。特に支援を要すると考えられる福島県相双地域の旧緊急時避難準備地区等で診療を行っている病院、自治体に対し、個別に訪問し、具体的なニーズをヒアリングして把握し、きめ細やかな対応を行う（６月～８月の間に本省職員が８回現地を訪問し、富岡町ほか自治体と意見交換、南相馬市が開いた南相馬市小高区の医療復興に関する会議に出席する等）。 ○　相馬市・南相馬市・相馬郡において、地域の医療連携を進めていくため、相馬郡医師会が７月に「地域医療連携懇談会」を開催したところであり、今後も、福島県、関係医療機関などとともに、厚生労働省も継続的に会議に参加して支援する。 ○　福島県警戒区域等内の医療施設再開支援事業（地域医療再生基金を活用して、再開に必要な施設設備整備費、運営経費等に対する支援をおこなうもの）を引き続き実施する。 ○　その他、地域のニーズを継続的に把握しながら、引き続き必要に応じて個別調整など対応する。 ＜看護職員の確保＞ ○　被災３県の中でも福島県相双地域における看護職員数の減少数が多いため、地域医療再生基金を活用した新たな対策を福島県に提案した。福島県では、看護職員への支度金の支給など新たな対策プランを６月補正において予算化したところである。 ＜介護職員、保育士等の確保＞ ○　介護職員については、福島県相双地域等福祉人材確保対策会議等を活用しながら、現地の状況を把握しつつ引き続き支援を図ることとしている。 ○　平成 26 年度概算要求では、「被災地における福祉・介護人材確保事業」について要求したところ（再掲）。 ○　保育士については、「待機児童解消加速化プラン」において保育士の宿舎借り上げを支援する事業を創設し、保育士確保の取組を強化。また、新制度の検討に当たっては、「被災地子ども・子育て懇談会」において被災地の意見を聞き、被災地の立場で検討を行う。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅱ．暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 ２．生業・産業の復興 （１）農林水産業の復旧と高度化	農地、漁港等の本格的な復旧を着実に推進するとともに、農地の復旧にあわせた水田の大区画化などの農地基盤の強化、漁港施設や魚市場の復旧にあわせた高度衛生管理体制の構築と施設の高度化、経営体の設備投資に対する支援措置の活用、関連産業との連携強化などを図ること。 ≪追加提言（抄出）≫ さらに、水産業等では、震災で生産が出来ない間に失った販路の回復等が課題となっており、「食べて応援しよう！」や全国の消費者への福島県産農林水産物の理解の促進等の取組みに加え、地域ぐるみでの農林水産業、観光業等の産業横断的なブランド化や販路拡大の取組みを推進する必要がある。	現在の対応状況	＜農地復旧とあわせた農地基盤の強化＞ ○　農地については、津波被災農地（21,480ｈａ）の営農再開に向けて、概ね３年間で復旧すべく、損壊箇所の復旧や除塩を実施している（25 年春時点で、津波被災農地の６割以上で営農再開が可能となったところであり、おおむね「農業・農村の復興マスタープラン」の目標を達成）。 ○　復旧のみならず、その後の復興の姿を見据え、農地の利用集積による経営規模の拡大と経営の合理化を図るため、直轄事業や復興交付金の活用により、農地の大区画化等の区画整理に約 9,400ｈａで取り組んでいる。 ＜漁港施設・魚市場復旧にあわせた高度衛生管理体制等＞ ○　漁港の復旧については、被災した漁港（319 漁港）について、平成 27 年度までに漁港施設の復旧に目途をつけるべく、陸揚げ岸壁の機能回復や沈下した漁港施設用地の嵩上げなどを実施している（平成 25 年６月末時点で、概ね４割の漁港（117 漁港）で全延長の陸揚げ機能が回復）。 ○　被災した漁港のうち、全国的な拠点である特定第３種漁港（５漁港）においては、「高度衛生管理基本計画」を平成 24 年８月に策定し、高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備を推進している。 ＜経営体の設備投資への支援＞ ○　東日本大震災農業生産対策交付金において、被災地域における営農活動等が被災前に比べ概ね同程度以上に復旧することを目標とし、被災農業者に対する農業用機械等の導入、農業生産関連共同利用施設の復旧等を支援した。 ○　被災農業者に代わって市町村が整備した農業生産・加工用施設等を貸与等することにより、被災農業者が行う設備投資の負担軽減を実施している（被災地域農業復興総合支援事業（東日本大震災復興交付金））。平成 25 年５月末現在、５県 28 市町村に対し、農業用機械（トラクター、田植機、コンバイン等）及び農業用施設（ハウス、育苗施設、乾燥調製施設等）の整備に対し、約 317 億円（国費ベース）の支援を実施している。 ○　特用林産物については、被災地域の復興を図るため、特用林産施設の整備や生産資材に対する支援を実施している（平成 24 年度において３件の施設の整備と 47 件の生産資材の導入を支援）。 ○　木材加工流通施設の復旧については、被災した施設のうち 41 箇所について、被災工場の復旧などに対して支援してきている（平成 25 年度８月末時点で、40 箇所で稼働、又は一部稼働）。 ○　漁船の復旧については、23 年度補正予算において８道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、富山県、三重県）に対し 3,758 百万円（1,012 隻）、平成 25 年度予算において３県（岩手県、宮城県、福島県）に対して 676 百万円（167 隻）を交付決定し、自力復旧も含めて、16,113 隻を復旧（平成 25 年７月末現在）。	農林水産省 復興庁

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	○　大型定置網の復旧については、操業再開希望数 148 ヶ統のうち、86%の 127 ヶ統が復旧（平成 25 年７月末現在）。 ○　漁船等の復旧にあわせて、漁船・船団の近代化・合理化等による漁業の体質強化を目指す取組として、震災前以上の収益性の確保を目指した生産体制の構築に資する事業を行う漁協等を支援し、33 件の計画を認定（平成 25 年８月現在）。 ○　養殖業の復旧については、岩手県・宮城県の養殖再開希望者の 76,193 施設のうち 62,655 施設が復旧済み（平成 25 年３月末現在）であり、あわせて５年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開に資する事業を行う漁協等を支援し、平成 25 年８月末までに 70 の計画を認定。 ○　水産加工業については、岩手県・宮城県・福島県で被害のあった 830 水産加工施設（再建断念した施設を除く）のうち 626 施設が業務を再開（平成 25 年６月末現在）。 <u>＜関連産業との連携強化＞</u> ○　農林漁業者等の６次産業化の取組を支援するため、民間の専門家による総合的なサポートを行うとともに、新商品開発や販路開拓の取組に対する支援や、施設整備の取組に対する支援を実施しているところ。 ○　平成 25 年２月に株式会社農林漁業成長産業化支援機構（Ａ―ＦＩＶＥ）を設立。平成 25 年８月末現在で、福島県、宮城県等を含む全国で、６次産業化事業体に投資する 26 のサブファンドに対する出資を決定したところ。 ＜被災地産品のＰＲや販路開拓等推進＞ ○　「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズのもと、被災地産食品の販売フェアや社内・各府省庁の食堂での積極的利用・消費の取組を推進し、その取組件数 692 件。うち、福島県産品を取り扱った取組件数は 361 件。（本年８月末時点） ○　被災地及び周辺地域で生産・加工された農林水産物等の消費の拡大を促すため、消費者の当該農林水産物等に対する信頼を確保するためのＰＲ活動について官民の連携による取組を推進しているところ。 ○　福島県産農産物のＰＲを図るため、福島県と連携しつつ、タレントの TOKIO を起用したテレビＣＭ、メディア向けのセミナーや産地ツアーの実施、全国へのキャラバン隊の派遣、県内市町村や民間団体等が行うＰＲ事業への支援等を実施しているところ。	

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【課題】 ＜農地復旧とあわせた農地基盤の強化＞＜関連産業との連携強化＞ ○　農地、漁港等の生産基盤の復旧を着実に進めるとともに、復興を契機に、地域資源を活用した持続的な農林水産業を関連産業等とも連携しつつ実現することが課題である。 【今後予定している主な施策】 ＜農地復旧とあわせた農地基盤の強化＞＜経営体の設備投資への支援＞ ○　「農業・農村の復興マスタープラン」等に沿って復旧を進めるとともに、復興交付金等を活用し、面的な集積による経営規模拡大や土地利用の整序化を図る農地の大区画化、経営体の設備投資に対する支援等を進める。 ○　特用林産物の生産継続による被災地の復興を進めるため、引き続き、特用林産施設の効率化のための生産・加工・流通施設の整備、次期生産に必要な生産資材の導入支援を進める。 ○　被災した木材加工流通施設の復旧等の支援を進めているものの、平成 25 年度末までに完了しない箇所については、平成 26 年度に引き続き実施できるよう予算要求している。 ○　漁船の復旧については、24 年度中に、水産基本計画の復旧目標（25 年度末までに１万２千隻を目途）を達成。平成 27 年度末までに漁船保険等による自力復旧を含め約２万隻の復旧を目指す。 ○　大型定置網の復旧については、平成 27 年度末までに、操業再開希望者全員の大型定置網の整備を目指す。 ○　漁船等の復旧にあわせて、引き続き、各地域で、震災後の環境に対応した収益性の高い操業体制への転換を図り、漁船・船団の近代化・合理化等による漁業の体質強化を目指す取組を支援し、新たな計画認定を推進する。 ○　養殖業の復旧については、引き続き、養殖業再開を希望する者の施設の復旧に対し、速やかに対応するとともに、５年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開に資する取組を支援する。 ○　水産加工業については、平成 27 年度末までに業務再開希望者全員の施設が復旧・復興するよう取り組む。 ＜漁港施設・魚市場復旧にあわせた高度衛生管理体制等＞ ○　引き続き、漁港の復旧については、事業計画と工程表に沿って漁港施設の復旧を進めるとともに、特定第３種漁港等の拠点漁港においては、高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備等、流通・加工機能の強化を推進する。 ＜関連産業との連携強化＞ ○　農林漁業者等の６次産業化の取組を支援するため、民間の専門家による総合的なサポートを行うとともに、新商品開発や販路開拓の取組に対する支援や、施設整備の取組に対する支援を実施する。また、被災地における農林漁業成長産業化ファンドを活用した案件組成を促進する。	

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	○　平成 26 年度概算要求にて農林漁業成長産業化ファンドを通じた６次産業化の取組に対する出資等のための予算、農林漁業者と多様な事業者が連携した６次産業化等の取組（新商品開発・販路開拓、施設整備、プランナーの育成等）を支援する予算を要求。 ＜被災地産品のＰＲや販路開拓等推進＞ ○　今後、被災地域での復興を意欲的に取組んでいる農家等についてＴＶや新聞、雑誌等で効果的に情報発信するとともに、引き続き、官民の連携により「食べて応援しよう！」の応援フェアやイベントの取組を推進していく予定であり、26 年度においても予算要求している。 ○　福島県産農産物等については、引き続き消費拡大と魅力発信に向けたＰＲを実施していく予定であり、26 年度においても予算要求している。 ＜地域ぐるみでの産業横断的なブランド化等＞ ○　「新しい東北」の創造と復興に向け、地域ぐるみでの地域資源活用の取組に対し、その立ち上がり段階に要する様々な経費の支援について、平成 26 年度についても予算を要求。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

<table>
<tr><th>項　目</th><th>与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）</th><th>現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策</th><th>担当省庁</th></tr>
<tr>
<td>Ⅱ．暮らしや生業・産業・基幹交通の復興
２．生業・産業の復興
（２）企業立地の促進</td>
<td>既存の復興特区制度に加え、津波浸水地域および原子力災害地域を対象に創設される雇用創出に資するような企業の立地支援や、設備に対する支援措置の活用等により、企業立地等を促進すること。
この場合において、東北の未来を担う新エネルギーなどの先端的産業の育成や社会的企業の起業に配慮すること。</td>
<td>現在の対応状況

＜企業立地等の促進＞
○　福島県の復興再生を促進するため、県外からの新規・復帰立地や県外への流出防止、県内での新増設・移転を行う企業に対して企業立地奨励等を行う同県の取組を支援し、当該地域での生産拡大及び継続的な雇用創出を図っている。
<table>
<tr><th></th><th>採択日</th><th>採択件数</th></tr>
<tr><td>一次公募</td><td>平成 24 年　５月</td><td>167 件</td></tr>
<tr><td>二次公募</td><td>平成 24 年　９月</td><td>15 件</td></tr>
<tr><td>追加採択</td><td>平成 24 年 12 月</td><td>109 件</td></tr>
<tr><td>三次公募</td><td>平成 25 年　７月</td><td>84 件</td></tr>
<tr><td>採択後の取下げ</td><td>－</td><td>12 件</td></tr>
<tr><td>四次公募</td><td>平成 25 年　９月</td><td>17 件</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>380 件（約 1,932 億円）</td></tr>
</table>
※平成 25 年７月から８月には第４次公募を実施。
○　原子力災害で著しく企業立地の魅力を減じた地域（宮城県・茨城県・栃木県）に用地を取得し、工場等を新増設する企業に対し、その経費の一部を支援することにより、雇用の確保等を図っている。
<table>
<tr><th></th><th>採択日</th><th>採択件数（金額）</th></tr>
<tr><td>一次公募</td><td>平成 24 年９月</td><td>43 件（約　79 億円）</td></tr>
<tr><td>二次公募</td><td>平成 25 年２月</td><td>23 件（約　36 億円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>66 件（約 115 億円）</td></tr>
</table>
○　平成 25 年度は、東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）及び原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等であって避難指定が解除された地域をはじめとする福島県の産業復興を加速するため、企業立地補助制度を創設し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図っている。
<table>
<tr><th></th><th>採択日</th><th>採択件数（金額）</th></tr>
<tr><td>一次公募</td><td>平成 25 年９月</td><td>151 件（約 666 億円）</td></tr>
</table>
加えて、避難指示が解除された地域への住民の帰還を促進するため、平成 26 年度概算要求においては地域の商業回復を進める具体的方策について検討すべく、事項要求を行っているところ。
＜先端的産業の育成＞
○　福島県を「再生可能エネルギー先駆けの地」とするための浮体式洋上風力発電所の建設、技術開発・実証等の取組を進め、再生可能エネルギーの普及促進を通じ、関連産業の育成を図っており、平成 26 年度概算要求においても継続して予算要求を行っているところ。
○　福島県内の企業や医療機関が連携した医療機器等の開発・実証、大型動物を用いた安全性評価等の機能を備えた全国の医療機器の研究開発・事業化を支援するための拠点整備を行っている。</td>
<td>復興庁
経済産業省</td>
</tr>
</table>

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	○　福島県の再生可能エネルギー産業拠点化を図るため、独立行政法人産業技術総合研究所を中心とする産学官の連携により、技術開発から実証までを行う再生可能エネルギーの研究開発拠点について、平成 25 年度中の完成に向けた整備を行っている。 ○　宮城県に制御システムセキュリティセンターを構築し、インフラを制御するＩＴシステムのセキュリティ評価に係る拠点整備を行っている。 <u>＜社会的企業の起業＞</u> ○　復興支援型地域社会雇用創造事業（平成 23 年度第３次補正予算）で約 600 人の社会的企業の起業を促した。	
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 <u>＜企業立地等の促進＞</u> ○　原子力災害で著しく企業立地の魅力を減じた福島県を対象とした企業立地補助制度について、25 年７月から８月にかけて第一次公募を実施し、今年 12 月から来年 1 月にかけて、第二次公募を行う予定である。 ○　津波浸水地域及び原子力災害被災地域を対象とした企業立地補助制度について、25 年５月から７月にかけて事業者の公募を実施し、９月中に採択予定である。 <u>＜先端的産業の育成＞</u> ○　福島県沖で実施する浮体式洋上風力発電の実証研究、福島県内での再生可能エネルギー導入拡大に向けた理解促進のための事業等を実施し、福島県の「再生可能エネルギー先駆けの地」実現をバックアップする。 ○　医薬品・医療機器産業については、現在行っている事業を着実に実施し、日本の医薬品・医療機器産業の競争力強化と福島県の復興を推進する。また、福島県の要望に基づき、更なる医療機器産業の育成のための予算を平成 26 年度概算要求において要求しているところ。 ○　独立行政法人産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究開発拠点については、福島県郡山市における平成 25 年度中の完成に向けた整備を行い、福島県の再生可能エネルギー産業拠点化を図るため、平成 26 年度概算要求において引き続き予算要求を行っているところ。 ○　再生可能エネルギーや医療分野等の発展を支える ICT 分野の研究促進のため、平成 26 年度概算要求において、福島県内の実証研究機関にデータサイエンス及び移動体機器のセキュリティの実証拠点を整備する予算を要求しているところ。 ○　宮城県に構築した制御システムセキュリティセンターを中心に、産学官連携の下、高セキュア化技術及びセキュリティ評価技術の開発を実施し、制御システム製品のセキュリティ評価・認証機関の確立を図るため、平成 26 年度概算要求において引き続き予算要求を行っているところ。 <u>＜社会的企業の起業＞</u> ○　25 年度は、被災各県の要望も踏まえ、復興推進調整費等の活用により、社会的企業の起業を支援できるよう調整中。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅱ．暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 ２．生業・産業の復興 （３）商店街の再生復興	共同施設の新設、街区の再配置、商業イベントに対して支援対象を拡充することとなっているグループ補助金を活用すること等により、まちづくりの進展を踏まえた商業機能の復興を行うこと。 ≪追加提言（抄出）≫ ○ グループ補助金については、すでに約９千件の交付決定がなされているが、復興まちづくりに時間がかかる中、最近の資材の高騰ややむを得ない設計変更など、様々な形での負担が高まっている。このような場合、グループ補助金に加え、高度化融資の利用を組み合わせるなど、被災事業者の支援策を総合的、かつ、柔軟に活用して、早期の事業再建を図るほか、現場のニーズに対応した支援策のあり方を検討すべきである。 ○ また、被災事業者の支援に当たっては、ＮＰＯを活用した被災者支援に係る起業促進事業や自主避難者支援に係るモデル事業の活用にも留意すべきである。	現在の対応状況	＜中小企業等グループ補助金を活用した商店街の再生復興＞ ○ 25 年度予算からは、中小企業等グループ補助金を拡充し、共同店舗やコミュニティ施設といった共同施設の新設、イベントの開催等、被災した商店街に対する本格的な復旧支援を措置した。現在、県と連携して、共同施設等の具体的なニーズ調査や案件組成を実施しているところ。 ○ 福島県の警戒区域等の地域見直しに伴い、当該見直し地域等向けのグループ補助金の公募を９月２日～27 日まで実施しているところ。 ○ 中小企業庁及び東北３県（岩手県、宮城県、福島県）にて、第８次公募を６月３日～28 日まで実施し、８月９日に 16 グループ、114 事業者を採択。なお、本公募では商店街からの申請はなかった。また、第９次公募を９月２日～27 日まで実施し、第 10 次公募については 12 月に実施する予定である。 ○ 平成 26 年度概算要求においても、事項要求を行ったところであり、今後については、被災地の復興の実情を踏まえながら検討していく。 ＜現場ニーズに対応した支援策のあり方の検討＞ ○ 高度化融資のより一層の周知を図るため、青森県、岩手県、宮城県、福島県のグループ補助金採択全事業者に制度を再周知するとともに、自治体、商工会等からの要請に応じて、グループ補助金や高度化融資など被災事業者が利用できる支援策について、説明会を開催した。 ＜東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業費補助金＞ ○ 公募期間を４月１日～22 日とし、ソーシャルビジネスノウハウ移転・支援事業を８件、ソーシャルビジネス・企業連携支援機能強化事業を１件、ソーシャルビジネス新事業創出事業を８件、それぞれ採択をしたところであり、現在、交付決定手続き中である。また、ソーシャルビジネス復興フォーラム事業については、８月２～22 日まで公募を行い、１件を採択したところであり、現在、交付決定手続き中である。更に、ソーシャルビジネスノウハウ移転・支援事業の二次公募については、８月 26 日～９月 13 日まで公募を行い、現在採択審査中である。 ＜被災者支援に係る起業促進事業＞ ○ 25 年度は、東北３県（岩手県、宮城県、福島県）において復興推進調整費を活用した起業促進事業を県ごとに実施することとした。 ○ 岩手県、福島県では既に事業開始済みであり、宮城県についても９月議会を経て事業が開始される予定である。 ＜自主避難者支援に係るモデル事業＞ ○ 福島県外への自主避難者等に対する、避難元・避難先に関する情報提供、避難者からの相談対応等を行う事業を、民間団体を活用し新たに実施することとし、８月 27 日に事業管理者の公募を開始。	経済産業省 復興庁

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜中小企業等グループ補助金を活用した商店街の再生復興＞ ○　今後とも商業機能の回復のため、グループ補助金の案件組成や共同事業の熟度が高まるよう、県と連携しつつ被災地を支援していく。 ＜現場ニーズに対応した支援策のあり方の検討＞ ○　これまで被災地の事業者からの依頼を受けて、無料で実施していた経営に関するアドバイザーの派遣事業を能動的に訪問するよう改善し、グループ補助金交付事業者や仮設施設に入居している事業者の販路復旧等の経営回復を支援するため、助言や支援策の周知、適切な専門家の斡旋等を実施する。 ＜被災地の社会的課題解決事業支援補助金＞ ○　「東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業費補助金」は、平成 26 年度概算要求から、被災地の社会的課題の絞り込みや事業終了後の具体的な目標設定を行うこととしたため、補助金の名称を変更した。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅱ．暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 ２．生業・産業の復興 （４）雇用対策の推進	震災後かなり悪化した被災３県の雇用情勢も、このところ落ち着いてきているが、引き続き、地域経済の再生復興のための産業政策と一体となって、本格的、安定的な雇用の場の創出に向けた雇用面での支援を進めること。 また、建設の職業では求人を充足できるだけの求職者がいないなど、ミスマッチも依然として課題であることから、その解消に向けて、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援を進めるとともに、機動的に職業訓練を実施すること。	現在の対応状況	＜雇用の場の創出に向けた雇用面での支援・きめ細かな就労支援や機動的職業訓練＞ ○　これまでの間、以下に掲げる被災地向け対策を展開した。 ・「事業復興型雇用創出事業」による安定的な雇用機会の創出 （支給労働者数： 25 年３月末までの被災３県累計　14,150 人） ・「震災等緊急雇用対応事業」による当面の雇用機会の創出 （緊急雇用創出基金による雇用：25 年３月末までの被災３県累計　65,732 人） ・ハローワークの全国ネットを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援 （紹介による就職件数：25 年７月末までの被災３県累計　347,937 人） ・「福島避難者帰還等就職支援事業」による福島に帰還される方等への就職支援 ・復興工事に従事する建設労働者の教育訓練に対する助成 （被災地復興建設労働者育成支援奨励金の支給対象労働者数:25 年７月末までの被災３県累計　4,249 人） ・「建設労働者確保育成助成金」による建設技能の向上等 ・ハローワークにおける「建設人材確保プロジェクト」の実施による建設労働者の確保 ・公的職業訓練の実施 （24 年度の被災３県実績（速報値）　開講コースの受講者：11,997 人　特別訓練コースの受講者数：468 人）	厚生労働省
		課題と今後予定している主な施策	【課題】 ＜雇用の場の創出に向けた雇用面での支援＞ ○　沿岸部について、有効求人倍率が高いものの、人口減少、復旧・復興の遅れにより、雇用者数が震災前の水準まで回復していない地域もあることや、建設業などでミスマッチが生じていることが課題となっている。 【今後予定している主な施策】 平成 26 年度概算要求において、 ・事業復興型雇用創出事業の拡充 ・震災等緊急雇用対応事業の実施期間延長 ・福島避難者帰還等就職支援事業の実施 ・建設労働者確保育成助成金の一部拡充 ・「建設人材確保プロジェクト」の推進 等の要求を行っているところ。	

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
（被災事業者の二重ローン問題）	○　被災事業者の二重ローン対策については、各県に設置された産業復興相談センター・産業復興機構と株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が連携して対応しているが、両組織の役割分担が分かりづらい等の指摘がある。 　今後復興の進展に伴い対応の強化が求められることから、経営相談を産業復興相談センターが、債権買取機能を東日本大震災事業者再生支援機構が中心となって担うとの観点に立ちつつ、産業復興相談センター・産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構の役割分担の見直しとそれを踏まえた両組織の連携を強化するとともに、地元商工会・市町村等が、上記の役割分担を踏まえ、被災事業者の実情に応じ、いずれの組織に相談すべきか、当該事業者に教示する等により、被災事業者の利便性の確保に配慮すべきである。 　また、民間金融機関にも積極的な対応を要請する。	現在、復興庁・中小企業庁において、地元の意見を聴取し、地域の実情に合ったかたちで、両組織の役割分担の見直し及び連携の強化等の具体的な方策について検討中。	復興庁 経済産業省

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅱ．暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 ３．基幹交通の早期復旧・整備 （１）常磐道の早期開通	常磐自動車道の常磐富岡ＩＣまでの平成 25 年度復旧、浪江ＩＣ以北の整備区間の平成 26 年度供用を図ること。また、高線量区間を含む常磐富岡ＩＣ～浪江ＩＣ間の整備の早期完成を図ること。	現在の対応状況	＜常磐道の復旧・整備工事の現況＞ ○　福島第一原子力発電所から半径 20ｋｍ区域※１にかかる南相馬ＩＣから広野ＩＣ間において、環境省が行う除染※２と並行して復旧・整備工事に着手している。 ※１　平成 24 年４月１日の区域見直し前の警戒区域 ※２　路面上の空間線量率が毎時 3.8 マイクロシーベルト（年間 20 ミリシーベルト相当）を越える箇所について、環境省が昨年除染に着手し、25 年６月末までに除染作業が終了。仮置場管理、除染後のモニタリング等は引き続き実施。	国土交通省
		課題と今後予定している主な施策	＜常磐道南相馬ＩＣから広野ＩＣ間の供用目標＞ ○　工事発生材等の処理、供用形態、アクセス道路の復旧等について関係機関と調整が整うことを前提に、一部区間を除いて 26 年度を供用目標としている。 ・常磐富岡ＩＣから広野ＩＣ間　：25 年度内 ・南相馬ＩＣから浪江ＩＣ間　　：26 年度内 ・浪江ＩＣから常磐富岡ＩＣ間　：26 年度内を目指す他の供用区間から大きく遅れない時期 ○　引き続き、早期供用に向け関係省庁と連携して検討を進める。	
Ⅱ．暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 ３．基幹交通の早期復旧・整備 （２）復興道路（三陸沿岸道路）等の早期整備	東日本大震災からの早期復興のリーディングプロジェクトである復興道路（三陸沿岸道路）等の早期整備を行い、災害に強い道路ネットワークの構築を図ること。	現在の対応状況	【今後予定している主な施策】 ＜復興道路（三陸沿岸道路）等の早期整備＞ ○　復興道路（三陸沿岸道路）等の早期整備に向け、順次、用地買収を進め、一部の区間で工事に着手した（工事着手率 70%：平成 25 年６月末時点）。 ○　事業の円滑な進捗、事業マネジメントの充実を図るため、民間の技術力を活用した事業推進体制（事業促進ＰＰＰ）により事業を推進している。 ※ＰＰＰ：Public Private Partnership（官民連携、公民協働の意）	国土交通省
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜復興道路（三陸沿岸道路）等の早期整備＞ ○　今後、事業の円滑な進捗の為には、事業マネジメントの充実が不可欠であり、引き続き、事業促進ＰＰＰを活用しながら着実な事業進捗を推進していく必要がある。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅱ．暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 ３．基幹交通の早期復旧・整備 （３）三陸沿岸の鉄道の早期復旧	被災した鉄道のうち、運休中の三陸鉄道やＪＲ東日本の各路線について、安全を確保しつつ早期の復旧を実現すること。 特に、未だ復旧に着手できていない山田線等の路線については、鉄道復旧の遅れが復興まちづくりの支障にならないよう、関係者間の調整を進め、まちづくりと一体となった鉄道の復旧を加速すること。 また、運休中の交通機能を確保するため、代行バスやＢＲＴの運行等の対策を引き続き実施すること。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　三陸沿岸の鉄道の早期復旧を加速するため、復興調整会議等の関係者間における検討を促進すべきである。また、運休中の交通機能の確保対策を実施する必要がある。特に、運休中の交通機能の確保に関し、速達性、定時性を向上させるため、ＢＲＴについて、その専用道化を促進するべきである。	現在の対応状況	＜三陸鉄道の運転再開見込＞ ○　三陸鉄道は平成 26 年４月頃に北リアス線及び南リアス線全線で運転再開の見込みである。 ＜三陸沿岸のＪＲ東日本各路線の復旧に向けた検討＞ ○　ＪＲ気仙沼線及び大船渡線は仮復旧としてＢＲＴを運行している。段階的に専用道化工事が行われており、平成 25 年９月中に専用道区間の割合は、気仙沼線ＢＲＴで約４割、大船渡線ＢＲＴでは約３割となる。 ○　ＪＲ山田線、大船渡線及び気仙沼線については、国土交通省、復興庁、沿線自治体及びＪＲ東日本で構成する復興調整会議等の場において、まちづくりと一体となった鉄道復旧について検討を進めている。８月７日に気仙沼線、９月４日に大船渡線、同月 25 日に山田線の復興調整会議をそれぞれ開催し、沿線地域の復興計画と鉄道復旧に向けた課題について議論した。 ○　ＪＲ山田線については、国土交通省、沿線自治体、ＪＲ東日本及び有識者で構成する利用促進検討会議を平成 25 年５月に設置し、山田線の利用促進に向けた包括的な検討を進めている（直近では８月 22 日に第４回会合として開催）。	復興庁 国土交通省
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜三陸沿岸のＪＲ東日本各路線の復旧に向けた検討＞ ○　ＪＲ気仙沼線及び大船渡線のＢＲＴ仮復旧については、引き続き、専用道区間の延伸を図る。 ○　ＪＲ山田線、大船渡線及び気仙沼線については、引き続き、国土交通省、復興庁、沿線自治体及びＪＲ東日本で構成する復興調整会議等の場において、まちづくりと一体となった鉄道復旧について検討を進める。	
Ⅱ．暮らしや生業・産業・基幹交通の復興 ３．基幹交通の早期復旧・整備 （４）ＪＲ常磐線の復旧	避難指示区域内の常磐線について、区域の見直しによるまちの復興に合わせて運転区間を順次延伸し、早期に全線復旧すること。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　ＪＲ常磐線の復旧に関し、特に避難指示解除準備区域に編入された区域内の常磐線については、早期に運転再開できるよう、復旧の準備を進めるべきである。	現在の対応状況	＜ＪＲ常磐線の復旧に向けた検討＞ ○　避難指示区域内のＪＲ常磐線（広野～原ノ町駅間）の運行再開に向けた関係者間の調整のため、「避難指示区域内におけるＪＲ常磐線復旧に係る検討チーム」を設置し、復旧調査・工事等を進めていく上での課題について検討を進めてきた。 上記取組により、駅舎の除染を含む復旧方法の見通しが立ったことから、ＪＲ東日本は、一部区間（竜田駅～広野駅）において来春の運転再開を予定。 ○　区域見直しにより避難指示解除準備区域となった富岡駅については、関係者からなる「富岡駅周辺整備検討部会」を６月、８月に開催し、駅及び駅周辺の再整備等に関する検討を進めている。	復興庁 国土交通省
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜ＪＲ常磐線の復旧に向けた作業＞ ○　区域の見直しによる「まちの復興」に合わせて運転区間を順次延伸し、早期に全線復旧できるよう必要な課題について適宜対応する。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ．原子力災害 １．除染から復興に至る総合的な取組み	除染・中間貯蔵施設、廃炉、区域見直し、賠償といった復興に向けての一連の取組みは、各々個別の課題として対応するのではなく、総合的なプログラムを示して推進すること。そうすることにより、国、県、自治体および民間事業者が、プログラムの下で、自らの責任と役割分担、取組みに着手する時期を明確に理解し、効率的に取り組めるようにすること。	現在の対応状況	＜総合的なプログラムを示して推進＞ ○　平成 25 年３月７日福島復興再生総括本部において、早期・定住プランを取りまとめた。 ＜推進体制の強化＞ ○　平成 25 年９月４日に復興大臣及び環境大臣を本部長とする中間貯蔵施設等福島現地推進本部を設置した。	内閣府原子力被災者生活支援チーム 復興庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜総合的なプログラムを示して推進＞ ○　東京電力に対して要求している、安全を確保する上での措置を講ずるべき事項及び東京電力から提出された実施計画、原子力規制委員会における実施計画の審査内容などについて、原子力規制委員会において地元自治体に対して丁寧に説明を行うとともに、東京電力の廃炉に向けた取組について、経済産業省において分かりやすい説明資料等を作成の上、地域住民や地元自治体に対して直接、丁寧に説明を行っていく。なお、廃炉・汚染水問題への対応については「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針（平成 25 年９月３日原子力災害対策本部決定）」に基づき、国が前面に出て、必要な対策を実行していく。 ○　廃炉対策推進会議において、本年６月 27 日に中長期的ロードマップを改訂。廃炉に向けた研究開発の実施等により廃炉の加速を安全かつ確実に進めていく。 ○　避難指示が解除された区域や避難指示解除準備区域への住民帰還に不可欠な施設の復旧や整備については、今後、居住制限区域や帰還困難区域においても取組んでいく。福島復興再生特別措置法を改正し、広域インフラ施設等、住民帰還のために必要となる施設の再稼働や整備については、居住制限区域や帰還困難地域においても国の対応が可能となるよう措置を行っていく。 ○　避難先から帰還する住民の生活再健が一日も早く進むよう円滑な賠償の実施につとめていく。 ○　除染と復興の加速化については、省庁横断的な対応が必要な新たな課題について、復興大臣と環境大臣による「除染・復興加速のためのタスクフォース」を含めて関係省庁一丸となって対応を行う。 ＜推進体制の強化＞ ○　中間貯蔵施設等福島現地推進本部において、中間貯蔵施設の整備と密接に関連する各種施策の総合的な実施の推進、地元関係機関との円滑かつ迅速な協議等を行っていく。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ．原子力災害 ２．除染・中間貯蔵施設 （１）実情に即した効率的・効果的な除染作業	不適切除染の問題が生じるようなことがないよう、「除染適正化プログラム」を的確に推進するとともに、現場の実情や見通しを踏まえながら、現実的かつ効果的な除染を推進すること。特に、除染等の作業を効率的、効果的に進める観点から、自治体、さらにはより広域的な視点からの除染について連携強化を進めるとともに、実態にあった除染が円滑に行われるよう、随時、積算基準等を更新していくこと。また、福島環境再生事務所の体制強化を図るほか、事業者への監督指導や地権者等の同意取得の迅速化のための民間委託等を推進すること。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　除染の進捗状況について、除染、減容化、仮置場、中間貯蔵施設といった、川上から川下までの一連の全体像を踏まえた総点検を行い、地元の意向や国際的な英知に即した、より現実的・効果的で地元も納得できる工程表を示す必要がある。 ○　除染・中間貯蔵施設整備を加速化させるため、国の体制、地方自治体の体制、現場の実施体制等をしっかりと点検し、抜本的な推進体制の強化を図るべきである。 ○　除染現場において、特に、情報を集約し、指令を出し、進捗管理を責任を持って現場で判断できる人材の配置を行うこととするほか、除染現場の安全対策の強化、実情に応じた手当など処遇の在り方の検討も行うべきである。 また、できるだけ現場の実情に対応した効率的な除染の実施ができるよう、除染マニュアルを硬直的に運用せず、できる限り柔軟な運用を図るべきである。	現在の対応状況	＜除染適正化プログラム＞ ○　除染適正化プログラムに基づき、ガイドラインの改訂、除染適正化推進委員会の開催、事業者の「責任施工」の貫徹のための契約事項の改訂、除染業務の監視体制の強化等を実施してきた。 ○　抜き打ち的検査の強化、監督体制の抜本的強化、不適正除染 110 番の新設等により、現場の実情を踏まえながら除染を推進する体制を整備した。 ＜現実的かつ効果的な除染の推進について＞ ○　土壌等の除染等の措置の基準や除去土壌の処理の基準を定める環境省令等を具体的に説明する「除染関係ガイドライン」について、新たな除染技術やこれまでの除染作業等からの知見等が蓄積されてきていること等を踏まえ、広く自治体等の意見を踏まえて検討を行い、５月２日に改訂版を公表した。 ○　平成 25 年１月に、主に平成 23 年度に福島県で実施した除染の効果を取りまとめ、公表したところ。 ※「国及び地方自治体がこれまでに実施した除染事業における除染手法の効果について」（平成 25 年１月公表） ＜表面汚染密度（ｃｐｍ）の低減率結果（抜粋）＞ ・駐車場等のアスファルト舗装面… 洗浄（ブラッシング等）：50～70% 高圧洗浄：30～70% 削り取り：70～90% ・校庭等の土のグラウンド…表土剥ぎ：80～90% ・側溝…堆積物除去：70～90% ＜除染に関する連携強化について＞ ○　除染等工事を適切かつ効率的に進めるためには、現場における労働基準法の徹底が欠かせないことから、労働基準監督署、厚生労働省等と連携を強めているところ。 ○　福島県内の避難指示解除準備区域においては、住民の方々の早期帰還に向けてインフラ復旧事業を推進しているが、スケジュール調整の結果インフラ復旧が早まる場合に、インフラ復旧事業者が除染とインフラ復旧とを一体的に実施することとしている。 ○　また、福島県内市町村の担当者を集めた説明会等を実施するとともに、各市町村が除染を推進させるための行政上の参考となるよう様々な創意工夫ある取組・ノウハウを優良事例集として取りまとめた。 ○　除染等工事の実態を踏まえ歩掛を調査しているほか、国土交通省や農林水産省等の関連機関における労務単価の改訂を反映し、積算基準を随時更新している。	環境省

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	○　平成 24 年４月から、放射性物質汚染対処特措法施行に関し、環境省本省、地方事務所、協力人員含め 500 人体制を構築。さらに、今年度も、本省、地方事務所あわせて 150 人程度を増員し、体制を拡充。 ○　平成 25 年９月に、福島の現場でスピーディーに対応できる事業執行体制を強化すべく、インフラ整備や施工管理等に精通した局長級の統括官と参事官を環境省に増員した。 ＜民間委託等について＞ ○　また、除染等工事監督支援業務や関係人への同意取得支援業務を民間委託し、効率的かつ効果的に除染等工事を推進できるよう努めている。 ＜除染の進捗状況の総点検について＞ ○　平成 25 年９月に除染の進捗状況の総点検について公表したところ。 ＜戦略的な除染対策について＞ ○　環境大臣と復興大臣が座長を務めている「除染・復興加速のためのタスクフォース」の下で、除染とインフラ復旧の一体施工、森林除染と林業発展のための方策、農地除染と農業生産性向上の同時達成等の観点から、関係省庁と具体化に向けた検討を行っているところ。 ＜安全対策の強化・処遇の在り方について＞ ○　除染現場の安全対策のために事業者に指導を行っている。 ○　除染等工事の実態を踏まえ歩掛を調査しているほか、国土交通省や農林水産省等の関連機関における労務単価の改訂を反映し、積算基準を随時更新している。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜除染適正化プログラム＞ ○　今後、再発防止に努めるとともに、不適正除染に関する新たな事実を指摘された場合には直ちに事実関係を調査していく。 ○　本格除染が面的に終了した地域を対象に専門性・客観性を確保した事後モニタリングを実施できるよう、第三者による除染効果のモニタリングについて、手法、方法等について検討中。 ＜現実的かつ効果的な除染の推進について＞ ○　地域の実情に応じた除染の実施により迅速に対応するため、除染関係ガイドライン等の補足説明資料である「除染関係Ｑ＆Ａ」において、随時その追加等を行う。 ＜除染に関する連携強化について＞ ○　今後も、労働基準監督署や厚生労働省などと連携していくほか、事案によっては県警及び警察庁との連携も実施していく予定。 ＜積算基準等について＞ ○　今後も、関連機関と連携しつつ、歩掛や労務単価の見直しを実施していく予定。 ＜福島環境再生事務所の体制強化について＞ ○　引き続き、除染等の推進に向けて必要な体制強化に取り組む。 ＜民間委託等について＞ ○　今後も、民間委託を推進するほか、関係人から除染について理解が得られやすい資料を作成する等の対策を実施していく。 ＜除染の進捗状況の総点検について＞ ○　除染の進捗状況の総点検を踏まえ、除染の加速化や円滑化を総動員しながら、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きと連携した除染を推進する。 ＜戦略的な除染対策について＞ ○　環境大臣と復興大臣が座長を務めている「除染・復興加速のためのタスクフォース」の下で、関係省庁と引き続き議論を行う。 ＜安全対策の強化・処遇の在り方について＞ ○　事業者に対し除染現場の安全対策の徹底を図るとともに、環境省としても安全管理体制を強化していく。 ○　今後も、関連機関と連携しつつ、歩掛や労務単価の見直しを実施していく予定。 ○　特殊勤務手当の適正な支払いが確保されるよう、引き続き事業者への指導等を実施していく。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ．原子力災害 ２．除染・中間貯蔵施設 （２）新技術の積極的な導入努力	次々に生み出される新しくかつ有効な除染技術を速やかに導入するための評価を迅速に行うこと。活用できることが確認された除染技術の情報を集約したカタログを整備するとともに、その情報を入札時の評価に活用すること。また、効率的かつ広く適用可能な除染手法については、除染関係ガイドライン等に速やかに反映していくこと。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　我が国及び世界の英知を結集した最先端の技術を活用した除染・中間貯蔵施設整備を進めることが必要であることから、民間企業や研究機関が新たに開発する除染技術を積極的に評価し、実際の除染現場で新技術・新工法の採用が促進されるような仕組みを整備すべきである。	現在の対応状況	＜除染技術導入の速やかな評価、除染ガイドライン等への反映＞ ○　有望な新技術の開発支援を行うとともに、その技術・原理で処理を行うことによる除染の効果、経済性、効率性等を評価することにより、同等の技術の普及や処理の推進に資することを目的として、除染に活用し得る除染技術の公募を実施。これまで３度事業を実施したところであり、事業実施期間及び実証件数は以下のとおり。 １．平成 23 年 11 月～平成 24 年２月　25 件 ２．平成 24 年　５月～平成 24 年９月　22 件 ３．平成 24 年 11 月～平成 25 年５月　15 件 ※１．は内閣府・独立行政法人日本原子力研究開発機構が、２．以降は環境省が実施。 ○　また、除染関係ガイドラインについては、５月２日に改訂版を公表したところ。 ○　改訂に当たっては、環境省直轄による除染、除染技術実証事業等において除染効果・効率が高いことが確認され、かつ様々な地域での活用が想定される技術を位置づけた。 ○　除染技術実証事業については、平成 25 年度分事業を７月から開始しているところ。 ○　除染技術の導入促進を図るため、新たな除染技術を迅速に評価し登録する「除染技術探索サイト」を平成 25 年６月から開設した。	内閣府原子力被災者支援チーム 環境省
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜除染技術導入の速やかな評価、除染ガイドライン等への反映＞ ○　今後、「除染技術探索サイト」に登録された除染技術の情報を、除染等工事の入札時の評価に活用していく。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ．原子力災害 ２．除染・中間貯蔵施設 （３）中間貯蔵施設の早期整備	中間貯蔵施設は、除染の実施と仮置場・現場保管場所の確保、中間貯蔵施設への搬入の流れを作るために必要不可欠な施設であり、施設設置に向けた地元自治体の調査受入の早期理解を得て、設置に向けて推進すること。また、実施法人の活用など、長期に渡って確実に保管するための体制を検討すること。	現在の対応状況	＜長期に渡って確実に保管するための体制の検討＞ ○　中間貯蔵施設の設置に当たっては、安全性の確保と地元理解が重要である。そのため、現在、中間貯蔵施設の具体像を明らかにするための調査を地元とよく相談しながら実施している（具体的な進捗状況は、大熊町については、４月から現地調査を実施し、５月からボーリング調査等を行っている。楢葉町については、４月から現地調査を実施し、７月からボーリング調査等を行っている。）。また、有識者から構成される検討会において、施設に係る安全対策や環境保全対策について議論を行っているところ。 ○　中間貯蔵施設の調査については、住民の方々に対して説明会を開催するなど、御理解いただけるよう丁寧に進めているところ。 ○　施設設置に向けた取組を加速化させるべく、４月に福島環境再生事務所に中間貯蔵施設の担当を置き、現地体制を拡充させたところ。また、７月には、環境省に福島中間貯蔵等連絡調整推進本部も設置した。さらに９月には、環境省に放射性物質汚染対処技術統括官を設置した。 ○　中間貯蔵施設の整備と密接に関連する福島の復興再生に係る各種施策の総合的な実施を推進するとともに、被災地の現場において地元関係機関との円滑かつ迅速な協議等を行うため、復興大臣及び環境大臣を本部長とする中間貯蔵施設等福島現地推進本部を設置した（９月）。 本部には、９月に着任した統括官も参画。	環境省
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜長期に渡って確実に保管するための体制の検討＞ ○　引き続き、必要な調査を着実に進めるとともに、検討会で施設に係る安全対策や環境保全対策の検討を行っていく。その結果を踏まえ、施設の具体像を取りまとめる（Ｐ） ○　その上で、大規模施設の施工管理経験の豊富な民間事業者のノウハウの活用、実施のための法人等の活用を含め、引き続き、長期に渡って確実に管理・保管するための体制の検討を進めていく。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ．原子力災害 ２．除染・中間貯蔵施設 （４）帰還困難区域の将来像の提示	復興施策の中でも、帰還困難区域や中間貯蔵施設周辺地域の将来像を提示することが重要なことから、地元の復興・振興策等とあわせ、多角的かつ広域的観点から検討を進めること。また、帰還困難区域の復興施策検討の基礎データ収集のため、除染モデル事業を実施すること。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　中間貯蔵施設整備については、安全性等についての情報を積極的に提供し、地域住民の理解を得ながら丁寧に進め、施設の整備を促進する必要がある。そのため、中間貯蔵施設の周辺も含めた地域の将来像について、地元の意向を反映した形で、長期・広域の観点を踏まえて具体化していくべきである。	現在の対応状況	＜地元の復興・振興策等とあわせた検討＞ ○　平成 25 年３月７日、福島復興再生総括本部において、早期帰還・定住プランを策定したところ。 ○　避難が長期化せざるを得ないと見込まれる地域の復興に係る取組を検討するにあたっての基礎データを収集するため、帰還困難区域を対象として除染モデル実証事業を実施することにつき、平成 25 年３月７日の原子力災害対策本部会合において、復興庁、原子力被災者生活支援チーム、環境省より報告。 ○　現在、同報告を踏まえ、除染モデル実証事業の具体的実施に向け、環境省において市町村等と必要な調整を行うとともに、着工に向けた準備をしているところ。 ○　中間貯蔵施設の整備と密接に関連する福島の復興再生に係る各種施策の総合的な実施を推進するとともに、被災地の現場において地元関係機関との円滑かつ迅速な協議等を行うため、復興大臣及び環境大臣を本部長とする中間貯蔵施設等福島現地推進本部を設置した。	復興庁 内閣府原子力被災者支援チーム 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省
		課題と今後予定している主な施策	【課題】 ＜除染モデル実証事業の実施＞ ○　除染モデル実証事業については、通常の除染と同様、同意取得等の準備作業が多く必要となること、および同事業実施に必要な仮置場確保が課題。 【今後予定している主な施策】 ＜地元の復興・振興策等とあわせた検討＞ ○　平成 25 年３月７日、福島復興再生総括本部において、早期帰還・定住プランを策定し、復興大臣のリーダーシップの下で福島復興再生総括本部を構成する担当省庁等が責任をもって行うこととし、福島復興再生総局が現場でスピーディーに対応していく。その際、被災 12 市町村のみならず、福島県やＮＰＯ等とも連携を密にして取り組んでいく。今後の福島の再生は、被災 12 市町村の置かれている状況が異なること、また広域的観点からの対応が必要な課題もあることなどから、個別具体的に取組みを進めていく。その際、今後１、２年のうちに住民の帰還のために必要な環境を整えるべき区域を擁する自治体については、国、福島県、当該自治体等の連携の下、本年夏頃を目途に、早期帰還に向けた具体的な道筋を示す工程表を策定し、時間軸を示しながら取り組んでいく。 ＜除染モデル実証事業の実施＞ ○　除染モデル実証事業については、今後、地元市町村等と調整を進めつつ、順次事業を進める。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ．原子力災害 ３．廃炉 敷地外への放射線影響を低減させる取組み	東京電力福島第一原子力発電所は、原子炉等の状態を継続的に監視しており、原子炉が安定的に冷却されている。追加的な放射性物質の放出も大幅に抑制されており、引き続き、冷温停止状態にあることが確認されている。今後とも、敷地外への放射線影響を低減させる取組みを続けていくことがもとめられる。 しかしながら、福島の地元住民や国民の方々が安心するためには、原子炉内の溶解した燃料（燃料デブリ）をできるだけ早期に取り出して安全な状態にし、廃炉に向けて着実な取組みを示し、不安を取り除くことが必要である。	現在の対応状況	＜敷地外への放射線影響を低減させる取組み＞ ○　現在１～３号機の原子炉について注水冷却を継続しており、原子炉の温度は約 20～50℃と安定して推移。 ○　使用済燃料プール内の燃料については、１～４号機のいずれも、冷却水を継続的に注水できており、現在、温度が 27～38 度と安定している。４号機プールからの燃料取り出しを本年 11 月に開始する予定。 ○　敷地外への放射線影響を低減させるため、２号機原子炉建屋ブローアウトパネル開口部の閉止等の措置を実施。 ○　港湾内海水中の放射性物質濃度については、一部箇所で告示濃度限度を満たさないことから、その要因と対策の検討等を行うために専門家からなる検討会を設置。	経済産業省
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜敷地外への放射線影響を低減させる取組み＞ ○　敷地外への放射線影響を可能な限り低くするための取り組みを引き続き行うなど、今後も廃炉へのプロセスに全力を挙げて取り組んでいく。	
Ⅲ．原子力災害 ３．廃炉 （１）廃炉を進める上での安全確保と理解醸成	原子力規制委員会においては、現場の実態を踏まえて耳を真摯に傾け、廃炉事業関係者とのコミュニケーションを十分とりながら、安全の考え方を明確にしつつ、必要な基準化を進めていくこと。また、国は、原子炉や廃棄物からの放射性物質の放出、汚染水処理、環境線量など地元住民や国民の懸念や関心が特に高いものに関しては、地元住民等に丁寧な説明を行うこと。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　廃炉作業の間、地元住民が安全性に不安を感じないよう万全の対策を講じ、情報を迅速に地元及び国民に伝達して透明性の確保を図るべきである。 特に、停電や増え続けている汚染水の処理を抜本的に解決するための対策を早急に講じ、廃炉作業が将来にわたり安定して遂行できる設備、体制を整備することが必要である。加えて、人材育成、規制・基準、管理体制等のソフト面の対応を充実させ、今後の原子力の安全対策の強化につなげていくべきである。	現在の対応状況	＜地元住民等への丁寧な説明＞ ○　東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組については、一昨年 12 月に決定した「中長期ロードマップ」に従って、政府と東京電力が一体となって取り組んでいる。 ○　「中長期ロードマップ」については、月一回程度、その進捗状況を取りまとめて、ＴＶ会議システムを利用した地元自治体への迅速なブリーフィングや訪問説明を行っているほか、福島県による廃炉措置に関する安全監視協議会において、進捗状況等の説明を行っている。 ○　地元住民に向けては、分かりやすいパンフレットの配布や住民説明会の実施など、積極的な情報提供に取り組んでいる。	経済産業省
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜地元住民等への丁寧な説明＞ ○　プラントの状況や廃炉に向けた取組に関し、地元住民の理解等のために、引き続き丁寧な説明を行っていく。 ○　「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」に基づき、国が前面に出て、必要な対策を実行していく。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ．原子力災害 ３．廃炉 （２）世界の英知を結集した研究開発体制の確立	燃料デブリの取り出しをはじめとして事故を起こした原子炉の廃止措置は、極めて難しい技術課題が多いことから、世界の英知を総動員して研究開発を推進する必要がある。そのための専任組織を設置し、国家プロジェクトとしての位置付けを明確化して進めていくべきである。 特に、放射線量が非常に高い状況での除染、原子炉格納容器等の破損箇所の調査・補修、燃料デブリの取り出しに必要となる遠隔操作ロボットなどの機器・装置の開発、燃料デブリや滞留水処理後の二次廃棄物、飛散した瓦礫等の放射性廃棄物の分析や処理方法の検討等、世界でも例の無い課題に対応した研究開発に取り組むべきである。 このため、官民の研究開発機関、事業者、メーカーなど関係機関を結集させて、世界にも広く開かれた形で研究開発を運営するための専任組織を早期に設置し、これらの課題に取り組むこと。また、国として責任を果たすため、中長期にわたるプロジェクトに必要な費用を措置できるような仕組みを検討すること。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　廃炉については、事業者の責任ある対応が大前提であるが、すべてを事業者任せにすることなく、廃炉研究施設をはじめとして、国が前面に立って主導的な役割を果たし、国際的な英知を結集して、廃炉の加速化も含めた総合対策を講じていく必要がある。	現在対応状況	＜課題に対応した研究開発の取り組み＞ ○　炉内作業のための遠隔操作機器・装置等の技術開発や、炉内状況把握・解析手法の確立などの研究開発を推進する。（研究開発の推進：平成 25 年度予算 87 億円、平成 26 年度要求額 125 億円） ○　ＪＡＥＡの施設の活用により上記研究開発を支援するとともに、中長期的視点での人材確保・育成も視野に入れた廃炉に貢献する基礎基盤的な研究開発等を着実に推進する。（基礎基盤的研究開発等の推進（ＪＡＥＡ運営費交付金）：平成 25 年度予算 66 億円、平成 26 年度要求額 78 億円） ＜研究開発を運営するための専任組織を設立＞ ○　技術研究組合「国際廃炉研究開発機構」を設立。 【設立時組合員】北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原燃、日本原電、電源開発、日立ＧＥ、東芝、三菱重工、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構	文部科学省 経済産業省
		課題と今後予定している施策	【今後予定している主な施策】 ＜国家プロジェクトとしての位置付けを明確化＞ ○　「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」に基づき、国が前面に出て、必要な対策を実行していく。 ○　引き続き、経済産業省、文部科学省、東京電力等が連携しながら、「中長期ロードマップ」に沿って、研究開発を着実に実施していく。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ．原子力災害 ３．廃炉 （３）廃炉の加速化	○ 廃炉を進める上での道筋をできる限り具体化した上で、各々の工程における目標を明確化し、それを多くの関係者が共有できるよう取り組むこと。 ○ 廃炉に向けた工程を迅速かつ着実に進めるために従来の規制・基準が障壁とならないよう、あらかじめ安全の考え方を示し、必要な規制・基準を整備していくこと。 ○ 地下水の流入により、汚染水が増加している現状に対応し、早急に万全な対策を講じること。 ○ 福島における研究拠点施設の整備を進めること（遠隔操作ロボットの技術実証のためのモックアップ施設、事故で発生した放射性廃棄物や燃料デブリの処理・処分のための分析・研究施設等）。 ○ 廃炉作業や研究開発を円滑に進めるためのインフラ（道路、港湾、労働者や研究者の生活・労働環境整備、作業員の適切な被ばく管理や長期にわたる要員確保等）の整備を進めること。	現在の対応状況	＜道筋を具体化した上で、各々の工程における目標を明確化＞ ○ 現在の福島第一原発の廃炉に向けた中長期ロードマップにおいて、本年 11 月までに４号機使用済燃料プール内の燃料取り出しを開始することを当面の最優先課題としている。ロードマップ策定から 10 年後以内の燃料デブリ取り出し開始、ロードマップ策定から30～40年後の廃炉の完了を主な時期的な目標としているところ。 ＜必要な規制・基準を整備＞ ○ 福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定し、「措置を講ずべき事項」を東京電力に提示した。 ○ 東京電力が原子力規制委員会に提出した措置を講ずべき事項に基づく「実施計画」について、原子力規制委員会委員、外部専門家及び原子力安全基盤機構をメンバーとした「特定原子力施設監視・評価検討会」において汚染水対策も含め検討を行い、原子力規制委員会は、実施計画を認可。これに関する政令、規則及び告示を整備。 ＜汚染水増加に係る対策＞ ○ 本年４月、経済産業大臣が議長を務める「廃炉対策推進会議」の下に、「汚染水処理対策委員会」を設置し、①汚染水漏えい事故に対する当面の対応、②汚染水問題全体に係る中長期的な対策について、経済産業省、原子力規制委員会、東京電力、産業界が一体となり、鋭意検討を実施。５月 30 日に、「地下水流入抑制のための対策」をとりまとめ。 ＜福島における研究拠点の整備＞ ○ 最先端の放射性物質の分析・研究を行う施設や、原子炉格納容器等の一部を実寸大で再現した模型（モックアップ）により遠隔操作機器・装置の開発・実証を行うための施設を整備するため、平成 24 年度補正予算において 850 億円を計上し、（独）日本原子力研究開発機構（ＪＡＥＡ）に出資済み。モックアップ施設の立地地点は、福島県楢葉町の楢葉南工業団地に決定（５月 22 日）。 ＜作業員の適切な被ばく管理や長期にわたる要員確保＞ ○ 福島第一原発の廃炉作業に従事する労働者の環境整備、被ばく管理や長期にわたる要員確保については、中長期ロードマップに従って進めているところ。 ○ 具体的には労働環境改善のため、作業員への線量管理ルールの遵守徹底等、適正な放射線管理への取組を進めている。 ○ また、福島第一原発に対して、定期的に立入調査等を実施し、労働基準関係法令上の問題が認められれば、厳しく指導等を行っている。電離放射線障害防止規則に基づき、被ばく線量の低減、被ばく線量の迅速な測定・評価、健康診断や日常的な健康チェックの実施などについて、関係事業者に対して指導している。 ○ 福島第一原発への立入調査や、緊急作業従事者の長期的健康管理のための予算を、平成 26 年度概算要求でも引き続き要求したところ。	文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 原子力規制庁 生活環境整備関係省庁

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜地下水流入による汚染水増加に係る対策＞ ○　「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」に基づき、国が前面に出て、必要な対策を実行していく。 ＜必要な規制・基準を整備＞ ○　「特定原子力施設監視・評価検討会」において東京電力から提出された「実施計画」の内容について議論し、原子力規制委員会において「実施計画」の認可をとっていく。 ○　燃料デブリ取り出し等、廃止措置に向けた工程を進める上では、タイムリーに判断要件や基準を整備するとともに、これらの判断要件や基準に照らした規制上の対応が迅速に行われることが重要。 ＜福島における研究拠点の整備＞ ○　楢葉町の楢葉南工業団地において建設する、モックアップ施設の詳細設計、建設工事等を進める。また、放射性物質の分析・研究を行う施設の設計検討を開始する。 ＜廃炉作業や研究開発を円滑に進めるためのインフラ、要員確保等＞ ○　労働環境改善に関するアンケートを継続して実施していくとともに、その結果を踏まえた作業環境の改善に取り組んでいく。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ．原子力災害 ４．リスクコミュニケーションの強化等	学術団体やＮＰＯ等の協力を得て、安全性・安心感を醸成するためのリスクコミュニケーションを強化すること。その際、現地拠点（出張所）の活用・創設等を含め支援を検討すること。また、地元住民はもとより、地元メディアに対しても、きめ細かく丁寧な制度・予算等の説明会を頻繁に行い、理解を得ること。 さらに、放射線量が健康に与える影響およびその際の安全確保の対策について一層の科学的な検討を行うとともに、放射線量に関する分かりやすい解説や対策の効果に関する情報発信を強化した上で、リスクコミュニケーションを通じて住民の理解醸成に努めていくこと。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　リスクコミュニケーションは、地域及び地元住民の方々の置かれている立場や状況に応じて、きめ細かく地元主導で行うことが必要かつ効果的であり、政府としても、NPO、学術団体等の協力を得て、地元での有識者等の活動を丁寧に支援していくべきである。	現在の対応状況	＜放射線量のわかりやすい解説、対策効果に関する情報発信＞ ○　関係府省と連携したシンポジウムや、地方自治体等と消費者庁が共催するセミナー等での意見交換会を開催。 ○　放射性物質や食品等の安全の問題をわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Ｑ＆Ａ」を随時改定して提供（累計 98，976 部配布。現在第８版(平成 25 年９月現在)）。 ○　地域で活動できる専門家（コミュニケーター）の養成（2,000 人を目標）、コミュニケーターによる子育て世代向けミニ集会等の開催を促進していく。 ○　「放射線等に関する副読本」について、原子力発電所事故後の状況や放射線に関する教材等に関する教育現場のニーズの変化等を踏まえ、必要な見直しを行うため、平成 25 年度予算に所要の経費を計上（平成 25 年度予算 193 百万円）。 ＜学術団体、ＮＰＯ等の協力を得たリスコミの強化＞＜放射線量の健康影響や安全確保対策の一層の科学的検討＞ ○　（独）放射線医学総合研究所において、福島第一原発周辺住民における長期被ばくの影響とその低減化に関する研究や、福島第一原子力発電所事故に伴う復旧作業員等の健康に関する追跡調査を実施している。これら科学的な検討に加え、（独）放射線医学総合研究所の放射線防護や被ばく医療の専門家を派遣し、これまでに延べ 702 件の講演等を全国で実施（平成 25 年９月２日現在）。 ○　（独）日本原子力研究開発機構において専門家を派遣し、放射線に関する情報提供を実施するとともに参加者からの様々な質問に対応する、「放射線に関するご質問に答える会」を実施。平成 23 年度の実績は 169 回（参加者 12,378 人）、平成 24 年度の実績は 51 回（参加者 4,908 人※各年度の実績の回数・参加者は、要請を受けた回数と参加者の年度ごとの合計）。 ○　全国の自治体の講演会等に、放射線に関する専門家である大学の研究者などを派遣する事業を行っている（24 年度 183 回実施、約 9,000 人来場）。地域の住民にとって関心の高いテーマである、放射線の基礎知識や、人体への影響に関して、正確で、かつ、わかりやすく説明している。体験型の実験教室などの工夫も行っている（24 年度 16 回実施、参加者数 1,522 人）。 ○　情報の提供だけでなく、風評被害の払拭のために、福島県で生産された農産品、加工品、工業製品等について、商品開発を支援するとともに、販路拡大のための商談会や物産展の開催なども実施。 ○　環境省が事務局となり、関係省庁等から構成される「原子力被災者等の健康不安対策調整会議」において、平成 24 年５月に、健康不安対策に関するアクションプランを決定。 ○　昨年度末には、「原子力被災者等の健康不安対策調整会議幹事会」を開催し、同アクションプランに基づく各省庁の取組状況や今年度の実施予定の施策・事業について取りまとめを行い、省庁間で情報共有を図った。 ○　原子力被災者をはじめとする国民の低線量放射線量の健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションを効果的に進めるために、関係省庁間の強力な連携の下、取組をより効果的に推進（被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案））	復興庁 消費者庁 文部科学省 環境省

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	○　環境省としては、県民健康管理調査の結果等に関する統一的基礎資料の作成、保健師をはじめとする保健医療福祉関係者への研修（開催回数：147 回、参加人数：5,724 名（延べ人数））等を通じて人材育成に取り組み、また、ＮＰＯ法人の協力を得て住民参加型の意見交換会等を開催したところ。今年度も引き続き研修事業を計画しており、健康不安の解消に向けて適切な情報発信に努めてまいりたい。 福島県と協働で運営する「除染情報プラザ」を中心とした取組については、消費者庁や福島県立医科大学等と連携し、住民、自治体職員、除染事業者等を対象とした講座・セミナー等を実施した（開催回数：13 回、参加人数：371 名　平成 24 年度実績）。	
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 <u>＜放射線量のわかりやすい解説、対策効果に関する情報発信＞</u> ○　継続的かつ定期的に行う消費者意識の実態調査の結果をはじめ、リスクコミュニケーションの場での意見等も踏まえ、被災地４県のみならず大消費地の都道府県においても、消費者の理解増進のための取組を適宜改善するなどして取組んでいく。 ○　平成 25 年度中に「放射線等に関する副読本」の改訂が行えるように、改訂に係る検討会の実施等、必要な取組を進めていく。 <u>＜学術団体、ＮＰＯ等の協力を得たリスコミの強化＞＜放射線量の健康影響や安全確保対策の一層の科学的検討＞</u> ○　（独）放射線医学総合研究所が蓄積してきた知見をもとに、福島県や関係機関からの要請等を踏まえながらわかりやすく情報を提供し、放射線に関する理解醸成に努めていく。 ○　(独)日本原子力研究開発機構において「放射線に関するご質問に答える会」を実施し、参加者の質問に丁寧に答えることに重点を置いて、地元住民の放射線に関する科学的な理解の涵養に努めていく。 ○　今後とも、関係する省庁が一丸となってアクションプランに沿った具体的な取組を確実かつ計画的に実行できるよう、定期的なフォローアップを行っていく予定。 ○　「除染情報プラザ」においては、今後も関係省庁・機関が連携した現地拠点としての活用とともに、地元に出向いた講座等の充実など、リスクコミュニケーション機能の強化に努める。 ○　平成 26 年度概算要求において福島県及び隣接県の市町村等が実施するリスコミュニケーション活動を支援する事業を要求したところ。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ．原子力災害 ５．住民の安心と地域の振興 （１）健康管理・健康不安への対応	除染や廃炉等を進めていくことと並行して、放射線問題に対応する人材の育成や被災地における被保険者の一部負担及び保険料の減免措置を実施するとともに、個人の被ばく線量の徹底把握、線量管理システムの構築、健康不安に関するカウンセリング（心の健康度調査）、子どもの甲状腺検査等健康管理を充実させること。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　帰還の障害となる最大の要因の１つが低放射線量への住民の不安である。線量水準に応じたきめ細かな防護措置の具体化について、国際的知見も踏まえつつ、科学的・技術的な見地からの検討を加速すべきである。 ○　「場の線量」ではなく「個人の線量」に着目し、個人の線量を正確に把握しながら、きめ細かく健康管理や被ばく原因に応じた効果的な除染等のしっかりした健康・安心対策を実現すべきである。そのためには、個人線量や健康等のデータの測定・管理及びこれらを活用したきめ細かな医療等の措置を体系的に適切に行えるよう、地元とこれを支える拠点や措置のあり方等を検討していくことが重要である。	現在の対応状況	＜放射線問題に対応する人材の育成＞ ○　放射線等に関する教育については、学習指導要領において、中学校の理科で「放射線の性質と利用」に関する内容を取り扱う等、児童生徒の発達段階に応じて適切に指導することとしている。 ○　「放射線等に関する副読本」について、原子力発電所事故後の状況や放射線に関する教材等に関する教育現場のニーズの変化等を踏まえ、必要な見直しを行うため、平成 25 年度予算に所要の経費を計上（平成 25 年度予算 193 百万円）。 ○　保健師や医療関係者、教員等を対象に 30 件（受講者数 1,095 名）の研修を（独）放射線医学総合研究所で実施（平成 25 年９月２日現在）。 ○　原子力安全、危機管理力向上のための人材育成や原子力分野のリスクコミュニケーターの育成等、大学等において実施する研究開発・人材育成の取組を推進（平成 25 年度予算額３億円）。 ＜健康不安のカウンセリング（心の健康度調査）の充実＞ ○　平成 24 年度は、被災地の学校を対象に「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査」を実施するとともに、調査結果の一部を基に、震災で心に傷を受けた子どもたちの心のケアをテーマとしたシンポジウムを開催（８月仙台、11 月東京）。また、平成 25 年８月に、上記調査の報告書を各都道府県教育委員会等に配布した。 ○　平成 25 年度予算において「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」として 39 億円を措置。平成 23 年度には 34 億円、平成 24 年度には 47 億円を措置し、被災した幼児児童生徒等の心のケアを図るため、スクールカウンセラー等の緊急派遣を行ったところ。平成 26 年度概算要求においても、引き続き支援を行うため、39 億円を計上。 ○　平成 24 年度は、医師やスポーツトレーナーなどによる講話や実技、健康相談等の実施及び学校医等の研修など、児童生徒等の放射線防護や不安の低減に資する諸対策を教育委員会へ委託して実施した。（北海道、福島県、栃木県、千葉県、富山県、愛媛県、仙台市）。平成 25 年度は、医師やスポーツトレーナーなどによる講話や実技等を、福島県教育委員会に委託して実施している。 ○　平成 25 年度も、体験型の実験教室や自治体等主催の講演会への専門家の派遣、パンフレットやホームページ等の活用により、地元のニーズを踏まえたきめ細かな情報提供・広報を実施する。 ＜被保険者の一部負担金及び保険料の減免措置＞ ○　東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等が行われた区域（以下「避難指示等区域」という。）の被災者は、避難指示等が継続されていることなど被災地の状況等を踏まえ、医療保険の一部負担金及び保険料については、平成 25 年度においても、減免に要した費用を国が財政支援を行っている。	復興庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 環境省

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	＜個人被ばく線量の徹底把握、線量システムの構築、子どもの甲状腺検査等健康管理を充実＞ ○　福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金（平成 23 年度第二次補正（782 億円））を拠出し財政的に支援するとともに、外部被ばく線量調査のためのシステム構築など技術的にも支援を実施。福島県は、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康管理調査を実施。具体的には、外部被ばく線量を把握するための基本調査、事故時に 18 歳以下であった方を対象とした甲状腺検査、避難区域等の住民の方々等を対象とした健康調査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦の方を対象とした健康状態を把握するための妊産婦に関する調査を実施。また、これ以外にホールボディーカウンターによる内部被ばく検査等も実施。 ○　国として改めて被ばく線量を正確に把握するため、福島近隣県において新たに個人線量計による外部被ばく測定をモデル的に実施。また、きめ細やかな個人線量把握を行うため、避難指示解除準備区域等において外部被ばく測定を一層推進。平成 26 年度は事業をさらに拡充するため、概算要求を行ったところ。 ＜原子力規制委員会「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム」において、帰還に向けた安全・安心対策を検討＞ ○　本年３月７日の復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合において、「避難指示の解除に向け、線量水準に応じて講じるきめ細かな防護措置の具体化等について、原子力災害対策本部で議論を行い、年内を目処に一定の見解を示す」方針が決定。 　これを受け、原子力規制庁を含む関係省庁が検討を続けてきたところ、昨今、モニタリングデータや個人線量に関するデータ等も蓄積されてきた他、線量水準に応じて講じるきめ細かな防護措置として、帰還に向けた安全・安心対策に関する関係省庁の施策の案も取りまとまりつつある。こうした背景の下、帰還に向けた安全・安心対策に関し、原子力規制委員会が科学的・技術的な検討を行うため、平成 25 年８月 28 日に原子力規制委員会に、「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム」を設置し、同年９月 17 日から、検討チームにおいて検討を開始し始めたところ。	復興庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 環境省 原子力規制庁

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【課題】 ○　保健医療関係者や教育関係者などが、放射線の健康影響等に関する情報を適切に発信できるよう、育成していくことが課題。 【今後予定している主な施策】 <u>＜放射線問題に対応する人材の育成＞</u> ○　平成 25 年度中に「放射線等に関する副読本」の改訂が行えるように、改訂に係る検討会の実施等、必要な取組を進めていく。 ○　教員等を対象とした放射線に関する研修等や、児童生徒等を対象とした放射線に関する理解を深化するための出前授業の実施を行っていく。 ○　今後も引き続き放射線医学総合研究所が蓄積してきた知見を基に、福島県や関係機関からの要請等を踏まえながらわかりやすく情報を提供し、放射線に関する理解醸成に努めていく。 ○　原子力安全の一層の高度化や新たに顕在化した課題の解決に向け、大学等研究機関における新たな知見の創出や人材育成を支援していく。 ○　不足しているリスクコミュニケーションや甲状腺検査等を担う人材を育成するため、福島県立医科大学の県民健康管理調査を支援する講座に対して平成 26 年度概算要求をしたところ。 <u>＜被保険者の一部負担金及び保険料の減免措置＞</u> ○　平成 26 年度における避難指示等区域の被災者に係る医療保険の一部負担金及び保険料の減免措置に対する財政支援の取扱いについては、予算編成過程において検討していく。 <u>＜健康不安のカウンセリング（心の健康度調査）の充実＞</u> ○　教職員等を対象とした研修会、シンポジウムを開催するとともに、教職員向けの指導参考資料を作成していく。 ○　被災した幼児児童生徒等に対して、引き続き心のケアや必要な支援を行っていく。 ○　医師やスポーツトレーナーなどによる講話や実技等を、福島県教育委員会へ委託して実施していく。 <u>＜子どもの甲状腺検査等健康管理を充実＞</u> ○　一巡目の甲状腺検査を計画通り平成 25 年度内に終了することや、基本調査の回収率の向上を図ること等、引き続き効率的な検査体制の構築や調査の広報等の対応策を講じていく予定。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ．原子力災害 ５．住民の安心と地域の振興 （２）被災者の支援等	放射線影響等に係る拠点の整備と連携の強化を行うとともに、子どもが心身ともにリラックスして遊べる環境の中でのびのび活動できるよう、野外遊びやキャンプ等の機会を提供していくこと。 なお、子ども被災者支援法の趣旨を活かし、専門的・科学的見地をはじめ多角的意見を聴き、地域指定に係る「一定の基準」の適切なあり方を検討するとともに、早期に同法の精神を具体化するため、自主避難者の方々への支援を含め、施策の実施を前倒しで進めること。	現在の対応状況	＜放射線影響等に係る拠点の整備と連携の強化＞ ○　福島県が福島県立医科大学（福島市）に放射線健康障害等の早期診断・最先端治療拠点である「ふくしま国際医療科学センター」を整備中。27 年度～28 年度に全体稼働予定。 ○「ふくしま国際医療科学センター」の整備・運営等のため、復興庁を始めとする関係省庁において、合計 432 億円の予算を措置済み。同拠点整備に当たっては、（独）放射線医学総合研究所が専門的知見を用い、技術的支援を行っている。（平成 23 年度第３次補正：372 億円、平成 24 年度予備費：60 億円） ＜子どもが心身ともにリラックスして遊べる環境＞ ○　平成 25 年度予算において「子ども元気復活交付金」が認められた。（平成 25 年度予算額 100 億円） ○　安心こども基金により、児童館や体育館などへ大型遊具等を設置し、屋内でも子どもがのびのびと遊べるような環境を整備するとともに、移動式の大型遊具を活用した子育てイベントの開催などを支援している。福島県内でも比較的空間線量が低い地域もあるため、屋外でも放射線の影響が心配ない遊び場も提供できるようになっており、屋内のみならず屋外の遊び場の事業も安心こども基金の対象としている。 ※実施箇所数（福島県）：56 箇所（平成 25 年４月末現在） ○　平成 23 年度に福島県に交付した「福島県原子力被害応急対策基金(404 億円)」を活用し、子どもたちが心身ともにリラックスし、体験活動や交流活動が行えるような事業を県が実施。（平成 23 年度は事業費 36 億円。利用者 47 万人（子ども 38 万人、保護者等９万人）、平成 24 年度は事業費 10 億円、利用者 18 万人（子ども 15 万人、保護者等３万人）） ○　東日本大震災被災地の子どもの心身の健全育成やリフレッシュを図るために、一定期間、外遊び、スポーツ及び自然体験活動等ができる機会として「リフレッシュ・キャンプ」を（独）国立青少年教育振興機構が主催し、国立青少年教育施設において実施している。（平成 23 年７月から平成 25 年３月までに全 137 回実施、延べ 12,655 人が参加）。 ＜子ども被災者支援法＞ ○　本年８月 30 日に、子ども被災者支援法に基づく「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」の案文を公表。同日から９月 23 日までパブリックコメントを実施するとともに、福島県及び東京都において説明会を開催し、国民から幅広く意見を聴取。 ○　平成 23 年度第３次補正予算において、福島県が実施する「福島県原子力災害復興基金」事業である、放射線医学・最先端診断に係る研究開発拠点整備に必要な経費について補助を行った（平成 23 年度第３次補正予算 113.6 億円）。その拠点整備に当たっては、（独）放射線医学総合研究所が専門的知見を用い、技術支援を行っている。	内閣府原子力被災者生活支援チーム 復興庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 環境省

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	○　なお、自主避難者をはじめとする被災者の支援については、基本方針の策定を待つことなく既に様々な施策を講じているところであり、本年３月には、それらの施策を取りまとめた「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」を発表した。	内閣府原子力被災者生活支援チーム 復興庁 文部科学省 厚生労働省 環境省
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 <u>＜放射線影響等に係る拠点の整備と連携の強化＞</u> ○　ふくしま国際医療科学センターの全体稼働に向け、引き続き関係省庁とともに福島県を支援していく。 <u>＜子どもが心身ともにリラックスして遊べる環境＞</u> ○　子ども元気復活交付金については、施設整備と合わせ、子どもを対象とした運動施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト面の取組が推進されることが課題であり、当該交付金の効果促進事業を活用した取組等がなされるよう進めていく。 ○　平成 25 年度も「福島県原子力被害応急対策基金（404 億円）」を活用し、当該事業として 15 億６千万円を計上。 ○　平成 25 年度も引き続き、（独）国立青少年教育振興機構が主催し、国立青少年教育施設において「リフレッシュ・キャンプ」を実施していく。（計 68 回、約 5,500 人参加予定）。 ○　福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する事業を平成 26 年度概算要求において計上（4 億円）。 <u>＜子ども被災者支援法の一定の基準の適切なあり方の検討＞</u> ○　パブリックコメントや説明会等を通じて得られた意見も踏まえつつ、速やかに「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」を閣議決定し、国会に報告。	
Ⅲ．原子力災害 ５．住民の安心と地域の振興 （３）高速道路の無料化措置	これまで措置期間の延長を繰り返し、現在、平成 25 年３月 31 日まで継続するとされているが、住民が安心して帰還できる環境が整うまで、高速道路無料化措置の期間を延長すること。	現在の対応状況	○　原発事故に起因する避難者の移動に要する費用については、既に東京電力により避難者に賠償されてきているところであるが、包括請求方式(先払い)による賠償※が導入されてから未だ十分な期間が経過していないこと等を踏まえ、平成 26 年３月 31 日（日）まで本無料措置を継続することとしている。 ※昨年 10 月３日より請求受付開始	国土交通省
		課題と今後予定している主な施策		

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ．原子力災害 ５．住民の安心と地域の振興 （４）賠償と復興支援策の一体的な取組み	被災者の方々に対し迅速・適切な賠償を実現するため、引き続き原子力損害賠償紛争解決センターの体制強化により和解仲介を促進するとともに、損害賠償請求権の消滅時効に関する不安の解消を図ること。 その上で、復興を円滑に進めていくためには、被害者が避難生活を早期に脱し、自立再建することを後押しすることが可能となるよう、今後見込まれる避難指示解除を見据え、早期に帰還する住民の負担に対する賠償上の対応を検討するとともに、賠償と復興支援策が一体となった取組みについて検討していくこと。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　復旧・復興に向けた公共事業に必要となる公共用地取得の際に、原子力損害賠償と用地取得に係る補償の前後関係で不公平が生じる可能性がある。このため公共事業の補償と損害賠償の関係を整理、整合性を確保し、復旧・復興に資する公共事業が円滑に実施されることを確保すべきである。 ○　今後、原賠ＡＤＲ時効中断特例法の成立を受け、原子力損害賠償紛争解決センター（ＡＤＲ）への申し立てが増加することが見込まれることから、ＡＤＲの和解事例のうち、類型化が可能なものについて、他の同様の請求に対する賠償に反映するなど、個々の損害賠償の解決を加速化させるべきである。 ○　財物賠償や災害公営住宅等の建設等を円滑に進めることが、住民の早期の将来設計を可能とし、復興の加速化につながる。このため、賠償と復興政策を一体的に措置し、帰還後の住宅の確保など、生活再建問題への対処を検討していく必要がある。 ○　田畑・山林の財物賠償について、被害の実態を踏まえた賠償の考えを対象地域の関係者に説明した上で、早期の賠償の実施を図るとともに、避難の長期化や長期避難後の帰還を見据えた、被害者の生活再建に資する賠償や、被害者の帰還の受け皿となる地域の復興を促進する営業確保・再開に必要な復興支援策を検討すべきである。 ○　被害者それぞれの実態を踏まえ、被害者の選択に応じた生活再建に資する賠償のあり方について、検討する必要がある。その際、現場の実態を踏まえつつ、被害者が自立可能な取組みを促すことが重要である。	現在の対応状況	＜原子力損害賠償紛争解決センターの体制強化により和解仲介を強化＞ ○　原子力損害賠償紛争解決センター（ＡＤＲセンター）の体制強化については、９月 20 日時点で調査官 187 名、仲介委員 232 名に増員しており、本年１月以降、月別の処理件数が申立件数を上回るなど、ＡＤＲセンターにおける処理件数は着実に増えている。 ＜損害賠償請求権の消滅時効に関する不安の解消＞ ○　国としては、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律」を制定したところである。 ○　また、東京電力に対しては、被害者の方々の実情を踏まえた柔軟な対応を行うよう求めた結果、東京電力は２月４日の総合特別事業計画の一部変更において、「東京電力が送付する請求書類や請求を促すダイレクトメールを被害者が受領している限り、事故から３年経過しても時効にかからない。」等の具体的な内容を示し、６月 25 日に改訂認定された同事業計画では、「被害者の方々からのご請求について、東京電力との間で賠償に関する協議を継続している場合、当該協議に関する協議期間を時効期間として算入せず、事実上停止ししているものとして扱う。」等といった方針を示し、消滅時効に関する柔軟かつ適切な対応を行うこととしたところである。その他東京電力は、自治体の御協力もいただきながら、未請求者のきめ細やかな掘り起こしに取り組んでいるところである。 ＜早期帰還する住民の負担に対する賠償上の対応を検討＞ ○　早期に帰還する住民のための追加的な賠償については、現在、具体的な制度設計に向けて東京電力、関係市町村等と検討を行っている。 ＜賠償と復興支援策が一体となった取組の検討＞ ○　復興庁、経済産業省等の関係省庁は、復興支援策と東京電力の賠償についての整合性を取るため、緊密な連携を図っているところ。 ＜公共事業の補償と損害賠償の整合性の確保＞ ○　公共事業に係る用地買収については、必ずしも賠償の原則にそって売却収入を控除しなくても不合理ではないとの考え方を前提に、復旧・復興の加速化による被害の継続・拡大防止を図る観点等から、賠償前に買収が行われた場合であっても、賠償金から売却収入を控除しなくとも妥当と判断。東京電力に対しては、こうした考え方に沿って取り扱いを行うよう、伝達を行った。 ＜ＡＤＲ和解事例のうち、類型化が可能なものの反映などによる個々の賠償解決の迅速化＞ ○　総合特別事業計画において、東京電力は「５つのお約束」の中で、ＡＤＲセンターの和解結果を他の請求にも適切に反映することを明記しており、国としても、この履行を求めている。 ○　ＡＤＲセンターにおいては、これから請求する被害者の参考になるよう、また、東京電力が参照して他の請求に速やかに応じるよう、和解事例を公表している。（９月 20 日現在、549 件）。	復興庁 文部科学省 経済産業省

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	＜財物賠償等による帰還後の住宅の確保など生活再建問題への対処の検討＞ ○　宅地・建物、家財の財物賠償は、平成 25 年３月 29 日から申請手続きを開始しているところ。 ＜田畑・山林の賠償の早期実施＞ ○　田畑、山林の財物賠償については、各自治体、関係者を踏まえた検討を行っており、賠償実施に向けて進めているところ。 ＜被害者それぞれの実態を踏まえた生活再建に資する賠償の検討＞ ○　生活再建等に資する賠償については、原子力損害賠償紛争審査会において、委員による現地調査等を通じて被災自治体から示された意見・要望を踏まえ、住宅の賠償や、避難指示が長期化した場合の賠償、避難指示解除後の賠償等について検討されている。 ○　被災者の生活再建のためには、原子力損害賠償のみならず、被災者の方々が安心して生活を営めるようにするための様々な課題があり、政府一丸となった取組が重要であるため、関係省庁が一体となって対応する。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 <u>＜原子力損害賠償紛争解決センターの体制強化等による和解仲介の促進＞</u> ○　日弁連等の関係機関と協力して、調査官 200 名規模に向けた体制強化や、業務の運用改善等に取り組んでおり、これらの取組を通じて、迅速・公平・適正な賠償を実現していく。 <u>＜損害賠償請求の消滅時効に関する不安の解消＞</u> ○　損害賠償請求権の消滅時効について、今後、国の要請に対する東京電力の取組と、まだ請求をされていない被害者の方々の実情をよく見極めた上で、関係省庁とも連携し、きめ細やかな情報提供や請求のサポート等、必要な対応を検討し、被害者の方々の不安の解消に努めていく。 ○　東京電力が特別事業計画の趣旨を踏まえ、消滅時効については柔軟かつ適切な対応を行うよう、東京電力を指導し、被害者の方に不安を与えないよう努めていく。 <u>＜早期帰還する住民の負担に対する賠償上の対応の検討＞</u> ○　可能な限り早期に関係者との検討を終え、具体的な賠償制度について公表（時期未定）を目指していく。 <u>＜賠償と復興支援策が一体となった取組の検討＞</u> ○　引き続き、今後、具体化される復興施策も含め東京電力の賠償と復興施策との整合性を図っていく。 <u>＜公共事業の補償と損害賠償の整合性の確保＞</u> ○　新たな取扱いの開始時期や具体的な対象事業等の詳細について、引き続き、東京電力や関係自治体と協議を行う。 <u>＜個々の賠償解決の迅速化＞</u> ○　迅速かつ適切な賠償を行うよう、引き続き、東京電力を指導していく。 <u>＜財物賠償等による帰還後の住宅の確保など生活再建問題への対処を検討＞</u> ○　現在の東京電力の賠償基準による財物賠償では、他所での新たな住宅購入に不足する等の地元からのご指摘も踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会において対応を検討していく。 <u>＜田畑・山林の賠償の早期実施＞</u> ○　田畑、山林の財物賠償については、各自治体、関係者を踏まえた検討を行い、引き続き、賠償実施に向けて進めていく。 <u>＜被害者それぞれの実態を踏まえた生活再建に資する賠償の検討＞</u> ○　被災者の生活再建のためには、原子力損害賠償のみならず、被災者の方々が安心して生活を営めるようにするための様々な課題があり、政府一丸となった取組が重要であるため、関係省庁が一体となって対応する。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ．原子力災害 ５．住民の安心と地域の振興 （５）早期帰還を目指す住民・自治体と一体となった国の取組み	国は、一日も早く故郷を取り戻し、住民の帰還に取り組む県・市町村と長期の避難生活からの帰還を目指す住民と一体となって、 ○　喪失した生活基盤施設の代替・補完の確保など避難解除区域への帰還加速のための取組みの実施 ○　直ちに帰還できない区域の荒廃抑制や保全、一時帰宅への支援の実施等に全力で取り組むこと。 あわせて、早期帰還が困難な方々についても長期にわたる避難生活を安定して過ごせるよう、 ○　避難先・避難元自治体と一体となった長期避難者の生活拠点形成に向けた協議の推進 ○　住民意向調査結果等を踏まえた長期避難者の生活拠点の整備とコミュニティ維持への支援 ○　長期避難者の生活拠点の受入に伴い必要となる関連基盤の整備の推進 ○　避難が長期に及ぶことを踏まえた、働く場所や生きがいの場の確保避難者に対する相談対応の充実等に取り組むこと。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　長期にわたり避難をせざるを得ない住民が、避難先においてコミュニティを維持しつつ安心して暮らしていくため、避難先との関係を円滑にしつつ町外生活拠点を形成していくための課題解決を着実に進めるべきである。	現在の対応状況	＜直ちに帰還できない区域の荒廃抑制や保全、一時帰宅支援＞ ○　「地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業）」において、東京電力福島第一原子力発電所からの復興・再生を加速するため、福島県の被災 12 市町村における避難解除区域の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施している。平成 24 年度においては、２町（浪江町、富岡町）と合計約４千万円の事業を実施。平成 25 年度においては、４月から９月２日までに 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）と合計約 33 億 1 千万円の契約を締結。 ＜長期避難者の生活拠点の受入れに伴い必要となる関連基盤の整備の推進＞ ○　長期避難者の生活拠点（町外コミュニティ）の整備に向け、国、福島県、受入自治体及び避難元自治体による協議会を設置し、第１回を平成 24 年９月 22 日に開催し、第２回を平成 25 年６月９日に開催した。現在、受入自治体毎に設置している個別部会において、復興公営住宅の整備をはじめとした具体的な協議を行っている。 ○　原発避難者の住民意向調査について、復興庁、福島県、各自治体で共同して平成 24 年度から実施。平成 24 年度は８市町村で９調査を実施し、調査結果を公表。平成 25 年度は、10 市町村を対象に実施する予定であり、現在、富岡町、浪江町について集計作業中であり、南相馬市、葛尾村について調査実施中。 ○　長期避難者向けの復興公営住宅については、平成 24 年度から約 550 戸の整備に先行的に着手しており平成 26 年度の入居を予定している。全体の整備計画については、昨年度の住民意向調査を基に、平成 27 年度までの入居を目指し概ね 3,700 戸程度の整備を行うことを平成 25 年６月 14 日に公表。 ○　「コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）」を創設し、平成 25 年度予算に 503 億円を計上。平成 26 年度は、平成 27 年度の復興公営住宅への入居完了に必要な 612 億円を要求。 ○　市民農園等の整備に対する補助を行う「農」のある暮らしづくり事業を「コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）」の基幹事業としており、このほか避難者の生活環境改善やコミュニティ維持のためのソフト事業等必要な事業があれば、避難者支援事業等で対応できるようにしている。避難者に対する相談対応なども、必要な事業があれば、避難者支援事業等で対応できるようにしている。 ○　受入自治体への財政支援としては、原発避難者特例法に基づいた避難住民の市町村の受入れ経費への特別交付税措置について、従来の経費の積上げ算定の方式に代えて、包括的に措置するため、避難住民一人当たりの単価を用いる算定の方式へと抜本的な見直しを行った。 ○　長期避難者の将来的な帰還に向けて、避難者の良好なコミュニティ確保に努めていくため、平成 25 年７月 24 日にコミュニティ研究会を設置した。国、福島県、受入自治体及び避難元自治体が、有識者等の意見を聴取しながら、ハード・ソフト両面にわたって検討を実施している。	内閣府原子力防災 者生活支援チーム 復興庁 厚生労働省

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	＜避難長期化を踏まえた働く場や生きがいの確保＞ ○　これまでの避難者に対する避難先での雇用対策としては、「震災等緊急雇用対応事業」による当面の雇用機会の創出、ハローワークによる求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援を行っている。また、被災離職者の早期就職を支援するため、被災者雇用開発助成金により事業主への助成を行っている。 ○　帰還困難区域については立入規制や入退域管理を実施しているが、当該区域内の住民は、事故発生時に緊急に避難したため、生活に必要な物資を持ち出せなかった者が大半であり、こうした住民の強い要望を踏まえ、市町村が実施する当該区域から避難されている住民を対象として行う一時立入りの支援を実施している。 ○　平成 23 年５月 11 日から平成 25 年８月 25 日まで、延べ 113,865 世帯、258,947 人の住民が一時立入りを実施。平成 25 年度からは、立入り頻度の向上（３～４ヶ月に一度の立入りから概ね月一度の立入りに変更）等の改善を実施している。	
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜直ちに帰還できない区域の荒廃抑制や保全、一時帰宅支援＞ ○　「地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業）」において、地域のニーズを丁寧にお伺いしながら、今後速やかに事業化していく。 ＜長期避難者の生活拠点の受入れに伴い必要となる関連基盤の整備の推進＞ ○　長期避難者の生活拠点の整備方針を早急にとりまとめ、方針がまとまった拠点から、順次、「コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）」を活用して、拠点づくりに着手。 ○　コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）の事業計画については、第１回分として８月 12 日及び 19 日に申請を受け付けて現在審査中。９月中旬に交付可能額通知を予定。 ○　長期避難者向けの復興公営住宅について、福島県や受入自治体と協力しながら、全体の整備計画に基づき、平成 27 年度までの入居を目指し概ね 3,700 戸の整備を着実に進めていく。 ○　原発避難者の住民意向調査について、平成 25 年度は 10 市町村を対象に実施する予定であり、調査結果を踏まえ、復興公営住宅の整備計画の精査等を行うこととする。 ＜避難長期化を踏まえた働く場や生きがいの確保＞ ○　被災地については、平成 26 年度概算要求において、引き続き被災者の方々の一時的な雇用の場を確保するため、「震災等緊急雇用対応事業」の実施期間の延長を要求している。 ○　被災者雇用開発助成金については、平成 26 年度概算要求において、その対象者を警戒区域等に居住していた者に限定する等して要求している。 ○　全国的には引き続きハローワークによるきめ細かな就職支援を行うなど、避難者の就職支援に全力を尽くしていく。 ○　帰還困難区域については、引き続き当該区域内から避難されている住民の要望に応え、状況の変化に応じた柔軟な立入りを実施していくため、自治体への支援に取り組む。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅲ．原子力災害 ５．住民の安心と地域の振興 （６）風評被害対応	風評被害が収束するまでの長期継続的な検査実施への支援など、農林水産物や食品等の放射線管理体制の構築を進めること。 また、消費者意識調査の結果を踏まえたリスクコミュニケーションの強化や消費者理解の増進のための対策、被災地産品のＰＲや販路開拓等の推進、観光需要回復のための取組みなど、風評被害の低減・解消のための対策を強力に推進すること。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　風評被害からの脱却のためには、検査体制の整備やリスクコミュニケーションを着実に推進することに加え、東北地域の有する魅力等を戦略的にＰＲし、市場開拓を進めるなど、攻めの風評被害対策を積極的に実施していく必要がある。 ○　市場に流通する食品等の安全性がしっかりと確保されていることをはじめとして、食品等からの放射線に関する正しい理解の促進を進めるべきである。 ○　さらに、水産業等では、震災で生産が出来ない間に失った販路の回復等が課題となっており、「食べて応援しよう！」や全国の消費者への福島県産農林水産物の理解の促進等の取組みに加え、地域ぐるみでの農林水産業、観光業等の産業横断的なブランド化や販路拡大の取組みを推進する必要がある。（Ⅱ２（１）の再掲）	現在の対応状況	＜全体＞ ○　「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」を、復興大臣の下 12 府省庁からなるタスクフォースにおいて、本年４月に取りまとめ・公表した。 ○　平成 25 年４月に「食品と放射能に関する消費者理解増進のための施策の方針」の取りまとめを行った。 ＜農水産物、食料等の放射線管理体制の構築＞ ○　食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の検査については、都道府県等で、主として出荷段階に、計画的なモニタリング検査を実施している。 ○　食品衛生法に基づく検査を担当している地方自治体等に対し、ゲルマニウム半導体検出器やスクリーニング機器の導入費用の補助（平成 25 年８月までに全国で計約 260 台の補助を実施）、検査機器を有する国の検査機関や契約検査機関において、検査の実施が困難な自治体からの検査の受入（平成 25 年８月までに全国で約２万件の受入を実施）などの支援を行っている。 ○　国民生活センターと共同で自治体に検査機器を貸与し、消費サイドでの食品の放射性物質を検査する体制を整備（272 自治体に 386 台を配分決定） ○　被災地で生産される農産物（水稲、大豆、そば等）の信頼回復のため、放射性セシウムの土壌からの吸収を抑制する栽培管理体制を現地で構築。 ＜消費者意識調査を踏まえたリスコミ強化や消費者理解増進対策＞ ○　食品中の放射性物質に係る意見交換会を、関係省庁及び地方公共団体との共催で実施【平成 24 年度実績：27 回、平成 25 年度：８回予定（３回実施済）】。また、平成 24 年９月から 11 月にかけて３回シリーズでポスター及びリーフレットを作成し、全国の小売店等に配布した。 ○　食品中の放射性物質による健康影響についての意見交換会等に講師派遣を行った。 ○　消費者の理解向上を通じた消費拡大を図るため、特用林産物の安全性の普及活動等を実施。 ○　平成 25 年度予算において、地方消費者行政活性化基金の仕組みを活用し、地方自治体と連携して風評被害の防止に向けた消費者の理解増進事業を実施。	復興庁 消費者庁 食品安全委員会 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	＜被災地産品のＰＲや販路開拓等推進＞ ○　「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズのもと、被災地産食品の販売フェアや社内・各府省庁の食堂での積極的利用・消費の取組を推進し、その取組件数 692 件。うち、福島県産品を取り扱った取組件数は 361 件。（本年８月末時点） ○　被災地及び周辺地域で生産・加工された農林水産物等の消費の拡大を促すため、消費者の当該農林水産物等に対する信頼を確保するためのＰＲ活動について官民の連携による取組を推進しているところ。 ○　福島県産農産物のＰＲを図るため、福島県と連携しつつ、タレントの TOKIO を起用したテレビＣＭ、メディア向けのセミナーや産地ツアーの実施、全国へのキャラバン隊の派遣、県内市町村や民間団体等が行うＰＲ事業への支援等を実施しているところ。 ○　工業製品等の風評被害への対策として、民間事業者等に対し工業製品等の放射線量測定等に関する指導・助言事業を行う専門家チームを派遣する「放射線量測定指導・助言事業」を実施してきたところ。 ○　工業品等における被災地産品の販路開拓については、被災地域の持続的な復興・振興や地域経済の活性化を図るため、「工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業」を実施してきたところ。平成 25 年度は、交付目的等の必要な改正を行い原子力災害被災地域及び津波浸水被害を受けた特定被災区域の企業の販路開拓を目的に実施するビジネスマッチングや商品開発を支援している。 ○　伝統的工芸品に関しては、平成 24 年度以降、被災地の伝統的工芸品のＰＲや販路開拓、生産設備の復旧等を目的とした「伝統的工芸品産業復興対策支援補助金」を実施しており、平成 24 年度においては 18 件（1.2 億円）、平成 25 年度においては 20 件（1.7 億円）を採択し支援を行ってきたところ。 ○　風評被害対策について、復興庁が本年４月に平成２５年度予算を中心に各省における風評被害対策について「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」としてとりまとめたところ。 ○　当パッケージ施策において「国内外から被災地への誘客促進等」として以下の取組を登録。 ・福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策事業等を支援 ・東北地域の太平洋沿岸エリア及び福島県への旅行需要の喚起を図るための正確な情報や魅力の発信等の事業の実施（メディアとタイアップした広報、震災語り部、ガイド育成、復興イベント開催等） ・「東北・北関東への訪問運動」の展開	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【課題】 ○　放射性物質の影響による国の出荷制限が指示されていること等により、農林水産物の価格低迷や買い控え等が発生し、消費が減退傾向となっていることが課題。 ○　被災地産食品については、原発事故に伴う風評被害により、福島県産をはじめとして震災前に比べて取引量の減少、取引価格の低下を招いている。 【今後予定している主な施策】 ＜全体＞ ○「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」に基づき、関係省庁の連携により長期継続的に検査等の取組を継続していく予定。 ＜農水産物、食料等の放射線管理体制の構築＞ ○　引き続き、被災地で生産される農産物（水稲、大豆、そば等）の信頼回復のため、放射性セシウムの土壌からの吸収を抑制する取組を支援。 ○　引き続き、関係省庁の連携により、必要な検査体制の整備の支援にきめ細かく対応していくとともに、様々な立場の方々に、基準値の安全性について理解して頂けるよう、丁寧な説明に努めていく必要がある。 ＜消費者意識調査を踏まえたリスコミ強化や消費者理解増進対策＞ ○　継続的かつ定期的に行う消費者意識の実態調査の結果をはじめ、リスクコミュニケーションの場での意見等も踏まえ、被災地４県のみならず大消費地の都道府県においても、消費者の理解増進のための取組を適宜改善するなどして取組んでいく。 ○　講師派遣を行うことで、食品中の放射性物質による健康影響について正しい情報提供を行っていく。 ○　安全な特用林産物を供給するため、原木きのこ栽培管理に関するガイドラインの普及を図るとともに、引き続き、消費者の理解向上を通じた消費拡大対策を実施する。 ＜被災地産品のＰＲや販路開拓等推進＞ ○　今後、被災地域での復興を意欲的に取組んでいる農家等についてＴＶや新聞、雑誌等で効果的に情報発信するとともに、引き続き、官民の連携により「食べて応援しよう！」の応援フェアやイベントの取組を推進していく予定であり、26 年度においても予算要求しているところ。 ○　福島県産農産物等については、引き続き消費拡大と魅力発信に向けたＰＲを実施していく予定であり、26 年度においても予算要求しているところ。 ○　「放射線量測定指導・助言事業」については、平成 26 年度概算予算において 0.6 億円を要求している。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	○　「工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業」については、平成 26 年度概算予算において２億円を要求している。 ○　伝統的工芸品産業復興対策支援補助金についても平成 25 年度予算において２億円を措置し、今年度も引き続き、同補助金のＰＲ及び適正な執行に努めていく。 ○　福島県が実施する観光復興対策について、平成 25 年度予算に３億 7800 万円の補助を盛り込んだところ。具体的には、 ・外国人観光客の風評被害対策 ・教育旅行の再開 ・旅行会社等と連携した戦略的な誘客 など県の計画に位置づけた事業について、その費用の８割を補助。効果的な事業の実施が図られるよう観光庁としても可能な協力をしていく。 ○　復興の基盤が整いつつある東北地方の太平洋沿岸エリアを中心に、旅行需要の早期回復と滞在交流型観光の促進のため、情報発信体制の確立や案内人のおもてなしの向上等を支援する予算として、平成 25 年度予算に１億 9900 万円を盛り込んだところ。本予算の中では、震災の記憶を風化させることなく、来訪者に伝えていくためのガイド育成等の取組支援についても実施。 ○　その他、インバウンド回復に向けては引き続き正確で海外消費者の目線に立った情報発信を含めた訪日促進プロモーションを実施。 ○　予算以外の取組として「東北・北関東への訪問運動」を引き続き展開。官民が一体となって、東北・北関東を訪問することにより東北・北関東の復興を応援。平成 25 年９月１日現在、観光庁に特設したホームページへの登録件数として、各府省庁 49 事業、民間等 66 団体が当取組に賛同、現地での会合・イベントの開催や旅行等、訪問を促すキャンペーンを実施している。 ○　地域ごとの問題意識や発展段階に応じた幅広い支援策によって、交流人口を拡大し、地域の観光ポテンシャルを最大化するための観光地域づくり支援等を平成 26 年度予算において要求している。 ＜地域ぐるみでの産業横断的なブランド化等＞ ○　「新しい東北」の創造と復興に向け、地域ぐるみでの地域資源活用の取組に対し、その立ち上がり段階に要する様々な経費の支援について、平成 26 年度についても予算を要求している。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策	担当省庁
（区域見直し後の将来の見通しその他）	○　区域見直しは 12 市町村中 11 市町村で終了し、今後は、避難指示解除による早期帰還に向けた新たな段階を迎えることになる。早期帰還を目指す地域と、早期帰還が困難で腰を据えた対応が必要な地域に分かれることが明らかとなってきた。このため、それぞれの実情に合わせて２方面で対処していくべきである。 ○　今後１、２年で帰還を目指すことが可能になる地域等において、避難住民の早期帰還・定住を実現するため、当該地域において目に見える形での復興の道筋を示す帰還工程表を市町村と連携して夏までに作成し、地元市町村の要望を十分に踏まえつつ、時間軸を示しながら必要な支援策を大胆に実施することにより、避難指示の解除及び帰還を加速させていく必要がある。その際、地元の事情と意思を尊重し、帰還に向けた先行市町村において、良質な教育、雇用、医療福祉等を提供し、避難住民の早期帰還・定住を後押ししていくことが重要である。 特に、早期に帰還し、生活や事業を再開しようとする住民の帰還実現を後押しするための具体的な支援策のあり方について、早急に検討すべきである。 ○　今後、住民の帰還を進めていくに当たっては、雇用の場の確保が極めて重要になってくる。安心して働ける環境づくりのための企業立地等による雇用創出の推進、財界への協力要請等を強力に進めていくべきである。 ○　住民が安心して暮らし、地域を振興していくためには、長期的な視点に立った地域の将来像を提示していくことが重要である。このため、避難解除等区域復興再生計画の着実な実行と復興の進捗に応じた見直しを行い、国が着実に復興を前進させていくべきである。 ○　早期の帰還が困難な地域については、相双地域全体としての再生を検討すべきであり、中間貯蔵施設等も含めた長期・広域の将来像を地元、県、国が一体となって、検討を進めていく。その際、住民の意向を丁寧に把握しながら、地元とともに前広に議論を深めることが重要であり、各地域毎の実情、意思、意欲を尊重した、地域再生への道筋を示していく必要がある。	＜避難指示区域等の見直し＞ ○　平成 25 年８月、川俣町の避難指示区域の見直しを実施し、避難指示等の対象 12 市町村全てにおいて見直しを完了した。 ＜早期帰還に向けた取り組み＞ ○　平成 25 年８月、田村市において「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」を開始。同市における避難指示解除準備区域の住民のうち約３割の世帯が区域内に宿泊。現在、避難指示区域に居住する住民の方々のうち、約１／４の世帯が恒常的に宿泊（平成 25 年９月時点）。 ＜地域の実情に合わせた帰還支援＞ ○　「地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業）」において、早期帰還を目指す避難解除等区域に対しては生活基盤施設・サービスの代替・補完や住民の安全確認・安心確保に向けた取組等を行うとともに、早期帰還が困難な地域に対しては将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策等を実施している。 ○　今後１、２年のうちに住民の帰還のために必要な環境を整えるべき区域を擁する自治体について、帰還・定住に向けた環境整備工程表を作成中。関係機関との調整が終了次第、公表する。	内閣府原子力被災者生活支援チーム 復興庁 経済産業省 厚生労働省 環境省

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅳ．復興交付金の運用柔軟化等 １．復興交付金の運用柔軟化	○　被災地からの要望、意見等を真摯に受け止め、住宅の再建、生業の再生への対応に加え、今後のまちづくりの方向性を踏まえた各般の事業、例えば、復興の拠点となるエリアにおいて必要となる公益施設の整備、集団移転の跡地等を活用した防災緑地等の整備、地域のにぎわいを取り戻すための観光交流施設の再生等へも復興交付金の配分を行うなど、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を行うこと。 ○　効果促進事業については、専ら個人・法人の資産を形成するための事業等を除き、基幹事業との関連がある限り、幅広い用途への対応を徹底するとともに、一括配分の使い勝手が良くなるよう見直しを行うこと。 ○　復興庁および復興局の職員は、地域の実情に合った復興を進めるため、被災自治体の職員に寄り添って、その地域の復興計画を具体化するとともに、現場主義の観点に立ってきめ細かく被災自治体の要望を吸い上げ、きめ細かく丁寧な相談、助言を行うこと。	現在の対応状況	＜今後のまちづくりの方向性を踏まえた各種事業への配分等＞＜効果促進事業の見直し＞ ○　復興交付金は、これまでに、事業費２兆１億円、国費１兆 6,230 億円を配分。 ○　平成 26 年度概算要求において、5,155 億円(国費)を要求中。 ○　復興交付金は、元々極めて柔軟な制度であるが、被災地の要望を全て点検し、第５回の交付可能額通知（３月８日）に合わせ、復興地域づくりに必要な事業にはきちんと対応できるよう、下記のとおり更なる運用の柔軟化を実施した。 →復興のステージの高まりに伴って生じた課題・ニーズに対応するため、基幹事業の採択対象範囲と効果促進事業の対象範囲を拡大。 （基幹事業の対象範囲拡大の例） ・津波復興拠点における公益施設、防災拠点施設等の整備 ・防災集団移転促進事業の跡地としての津波防災緑地、公園の整備 ・キャンプ場復旧等観光・交流施設の整備 （効果促進事業の対象範囲拡大の例） ・砂浜の再生調査等観光・にぎわいの再生に向けた事業 ○　効果促進事業のうち、効果促進事業等の予算の一定割合を先渡しする一括配分について、一括配分により実施可能な事業を限定列挙したポジティブリストを廃止するなど、使い勝手を向上した。 ＜被災自治体の要望吸い上げ・きめ細かく丁寧な対応＞ ○　復興交付金事業計画の策定支援等、復興庁・復興局の職員が直接被災地に出向き、きめ細かく丁寧な助言・相談を実施した。	復興庁
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜復興交付金の運用柔軟化＞ ○　復興交付金の運用柔軟化について、被災地における復興まちづくりの進捗にあわせ必要となる事業ニーズに適切に対応できているかどうかなどについて検証を継続する。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅳ．復興交付金の運用柔軟化等 ２．復興関連制度の活用促進	被災地が実現を目指す復興の達成に向けた総合的な支援が実現できるよう、復興庁は、被災自治体と一体となって、復興交付金以外の復興関連制度・予算を含めた総合的な支援の検討・実施を行うこと。	現在の対応状況	＜被災自治体と一体となった復興の達成のための総合的な支援の検討・実施＞ ○　被災地の復興に当たっては、復興交付金以外にも、災害復旧事業、社会資本整備統合交付金、福島復興のために創設した３事業（地域の希望復活応援事業、コミュニティ復活交付金、子ども元気復活交付金）等を適切かつ効果的に活用することとしている。また、これら以外にも特区制度を活用し、税・金融上の特例、規制・手続の特例措置を講じている（税制特例適用 1,550 事業者、復興整備計画 504 地区等）。 ○　地域主体の復興を支援するため、本庁参事官を復興局併任として市町村担当制を確立するとともに、自治体ごとに国・県・市町村・ＵＲの専門スタッフを構成員とする復興連携チームを編成し、復興事業のスピードアップを図ってきた。	復興庁
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜被災地の声に耳を傾ける現場主義に基づいた活動＞ ○　復興基本法に沿って、総合的な施策を引き続き推進するとともに、被災地からの予算、特区制度の活用等の要望を聴取するなど被災地の声に耳を傾けながら、復興を加速するため、市町村担当制や復興連携チームを活用して被災地を総合的に支援する。	
Ⅳ．復興交付金の運用柔軟化等 ３．復興調整費の活用	前年度と比して制度改善される「東日本大震災復興推進調整費」について、復興の加速化を図るため、積極的な活用を行うこと。	現在の対応状況	＜復興調整費の制度拡充＞ ○　平成 25 年度より以下の通り制度を拡充した。 ・運用の柔軟化を図るため、「モデル性・新規性」の事業要件を撤廃した。 ・既存の制度・予算での対応が困難な「制度の隙間」であって、復興大臣が特に必要と認めるソフト事業等に幅広く対応する。 ・復興庁の機能を強化するため、県のソフト事業に加え、調査・企画の委託等ソフト事業を中心に国の直轄事業を実施することも可能とする。 ・関係府省への予算の移し替えに加え、復興大臣自らの実施も可能とする。 ＜復興調整費の活用実績＞ ○　今年度の復興調整費については、復興庁直轄事業として「新しい東北」先導モデル事業等に活用し、地域の先駆的な取組を加速化するとともに、県向け事業として、被災３県における起業希望者の起業・経営支援事業等に活用し、被災地における復興に向けた経済活動を積極的に支援（※平成 25 年８月末時点で 25 事業、事業費：2,858,209 千円、国費：2,689,433 千円）。	復興庁
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜復興調整費の積極的な活用＞ ○　引き続き必要な事業について対応する予定である。	

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅴ．現場主義の徹底と国民対話・英知の結集 １．司令塔機能の発揮と現場主義の徹底	復興庁は、勧告権を有する復興大臣のリーダーシップにより、その司令塔機能を十全に発揮するとともに、被災地が抱える幅広い課題についての被災自治体の要望のきめ細やかな吸い上げ、各種制度等に関する説明やその活用のための丁寧な相談など、現場主義に徹した対応を行うこと。 特に、復興庁において、いわゆる「福島・東京２本社制」（福島復興再生総局・福島復興再生総括本部の設置等）がとられることとなったところであるが、福島の復興再生に向けて、その実効を発揮すること。	現在の対応状況	＜市町村担当制等の整備＞ ○　復興加速への取組の一つとして、市町村担当制等を整備し、被災地方公共団体と一体となった復興への取組を強化している。 ＜福島・東京２本社体制の実効発揮＞ ○　福島復興再生総局には復興庁の事務方トップが常駐し、現地の３つの組織を一体運用しており、例えば「地域の希望復活応援事業」の実施など現場で可能な判断は現場で即決している。 ○　福島では解決しきれない制度の設計・改正等が必要な課題の調整等は、東京の福島復興再生総括本部で行い、総局をバックアップしている。 ＜現場主義の徹底＞ ○　復興において「現場主義」を徹底するため、例えば防災集団移転事業に伴う移転元の農地の買取りに際して転用許可を不要とするなど、地域の課題を一つひとつ解決している。	復興庁
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜被災自治体との連携強化＞ ○　市町村担当制の積極的活動を通じて、被災自治体との連携を強化し、現場の要望にワンストップで応えながら、被災地の復興に全力で取り組む。 ＜タスクフォースの活用＞ ○　復興大臣が司令塔となり、重要施策について、府省庁の局長級を構成員とするタスクフォースを活用し、課題の解決に努める。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅴ．現場主義の徹底と国民対話・英知の結集 ２．国民理解の確保等	住まいの再建に関する目標の提示のみならず、その他の事業についても、具体的な工程や目標の明示を通じて、事業状況や取組みへの理解を図るとともに、各事業主体の責任ある取組みを確保すること。 また、被災者をはじめ国民各位の復興への理解・協力を得ていくために不可欠な前提として、メディア等の協力も得ながら、復興の全体像について、的確に、かつ分かりやすく丁寧なコミュニケーションを進めること。 特に、福島の復興再生については、前述したとおり、除染・中間貯蔵施設、区域見直し、賠償、復興等が絡み合うことから、その復興に向けた全体的なプランを示すこと。	現在の対応状況	＜住宅再建等以外の分野での工程・目標の明示＞ ○　公共インフラ復旧に関して、前年の成果と当年の成果目標等を記載した、各府省の事業計画と工程表を 25 年５月 28 日に、避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧工程表を 25 年６月７日に、ともに 25 年度予算等の内容を踏まえて見直しを行い公表した。 ＜復興の全体像に関する分かりやすく丁寧なコミュニケーション＞ ○　週２回の定例記者会見や被災地訪問時の会見に加え、定期的に報道各社の論説委員及び復興庁担当記者を招いて、復興の現状や復興施策についてのブリーフや意見交換を実施している。 ○　復興庁ホームページに、復旧・復興の進捗状況の「見える化のワンストップ」を目的に「ここで見える・復旧・復興情報ページ」を開設。25 年３月 29 日の開設日は住宅・公共インフラ関連の情報を掲載。５月 28 日には医療・福祉、教育、産業・生業等の進捗状況に関する情報を追加し、掲載内容を拡充した。 ＜福島復興に向けた全体的なプランの提示＞ ○　25 年３月７日、福島復興再生総括本部において、「早期帰還・定住プラン」をとりまとめた。	復興庁
		課題と今後予定している主な施策	【今後予定している主な施策】 ＜状況の変化に対応した公共インフラ等の復興事業計画及び工程表の見直し＞ ○　公共インフラなどの復興施策について、今後とも適宜、状況の変化に対応して事業計画及び工程表の見直しを行い、取りまとめの上、公表する予定である。 ＜被災地の状況に関する積極的な広報活動の展開＞ ○　記者会見やブリーフィング等を通じたメディアとの積極的なコミュニケーション、「ここで見える・復旧・復興情報ページ」など復興庁ホームページの充実を通じて、被災地の状況を積極的に広報する。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
Ⅴ．現場主義の徹底と国民対話・英知の結集 ３．復興に向けた英知の結集 （「新しい希望の東北」の創造について）	○　将来の希望に向け、単なる生活再建にとどまらない、新しい東北を創り上げていくことが必要であり、有識者の知見も収集しつつ「新しい東北」の創造に向けた検討を進めること。 ○　原子力災害対応（廃炉、除染）については、これまで誰も経験したことのない様々な技術課題の克服が必要であり、前述のとおり、国内外の英知を結集して共同研究開発に取り組む体制を国が主導して構築していくこと。 ○　まちづくり等に関する復興事業の推進に関しても、マンパワーや資材の確保といった課題を解決しながら膨大な事業量を処理していくため、ＣＭ方式の活用等を通じて、プロジェクトマネジメント等について民間事業者が有する知恵やノウハウを最大限に活用していくこと。 ≪追加提言（抄出）≫ ○　被災地の復興を進めるに当たっては、「新しい希望の東北」の創造を目指すべきである。具体的には、大きな被害を受けて新たなまちづくりを行うこととなるエリア等において、日本が抱える人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題に戦略的に対応するとともに、世界のモデルとなる持続可能なエネルギー社会の実現など、創造と可能性ある未来社会の実現を図るべきである。そして、復興推進委員会による中間とりまとめを踏まえ、農林水産業や観光等を地域の魅力に根差した持続的な産業として発展させるほか、子どもの成長や超高齢社会の活力を促す取組みや分散型自律エネルギーなど頑健で高い回復力を備えた社会基盤の整備を進める必要がある。 具体的には、三陸復興国立公園のトレイルを活用するなど各種復興関係事業との連携を図るとともに、農林水産業や飲食店、鉄道事業者など幅広い者の連携による総合的なキャンペーン等の取組みを進めるべきである。 これらと関連し、東北の発信力を高めるため、総合科学技術会議等における議論を踏まえつつ、世界のフロントランナーとなる科学技術の研究等を推進することも重要である。	現在の対応状況	＜「新しい東北」の創造に向けた検討＞ ○　復興推進委員会のメンバーを一新し、「新しい東北」の創造について調査審議を開始した。地域の将来像について、「元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会」「『高齢者標準』による活力ある超高齢社会」「持続可能なエネルギー社会」「頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会」「高い発信力を持った地域資源を活用する社会」の５つの柱を中心に検討を行い、平成２５年６月５日に『「新しい東北」の創造に向けて（中間とりまとめ）』をとりまとめた。 ＜「新しい東北」の創造に向けた施策展開＞ ○　復興推進委員会の中間とりまとめを踏まえ、「東日本大震災復興推進調整費」を活用し、地域の先駆的な取組を加速化するため、『「新しい東北」先導モデル事業』を実施するとともに、人材派遣や民間投資を促進するため、『復興人材プラットフォーム構築事業』、『投資促進プラットフォーム事業』を実施している。（平成 25 年７月２日第８回復興推進会議にて報告） ＜原子力災害対応の共同研究体制の構築＞ ○　福島第一原子力発電所１～４号機の廃炉に向けた研究開発について、国内外の叡智を結集して研究開発を行い、得られた知財権の共有や国内外に対する情報発信等を強化する必要があることから、８月８日国際廃炉研究開発機構が設立。 ○　「中長期ロードマップ」に基づく廃炉にむけた取組に関して評価するための国際原子力機関（ＩＡＥＡ）による調査団を４月 15 日-22 日に受け入れた。５月 23 日に報告書が公表され、使用済燃料の取り出しに迅速に取り組んでいること等の評価、および最近の事故・トラブルも踏まえ、報告・コミュニケーションを改善すると共に、安全上重要なシステムの信頼性を向上させること等の助言を受けた。 ○　①短期、②中期、③長期の段階に応じ、段階ごとの行政ニーズに応じた研究開発等を実施している。 ①除染技術実証事業 ・既に実用化レベルにある除染技術等を対象とし、当該技術の現場での有効性の検証を行うもの。 ②環境研究総合推進費（復興枠） ・数年以内に実用化が期待される技術等を対象とし、実用化に向けた研究開発を行うもの。 ・平成 25 年度は、平成 24 年度に開始した継続課題 22 件、平成 25 年度に開始する新規課題１件、計 23 件の研究開発を実施する。 ・継続課題４件を実施するため、平成 26 年度概算要求にて予算要求を行ったところ。	復興庁 国土交通省 経済産業省

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		現在の対応状況	③放射性物質の実態把握・動態解明等の研究 ・より長期間にわたる放射性物質の実態把握・動態予測等を行うことにより、中長期にわたる環境政策の立案・推進に不可欠な知見を集積するために実施するもの。 ・引き続き研究を実施し知見を集積するため、平成 26 年度概算要求にて予算要求を行ったところ。 ○　福島復興再生基本方針（平成 24 年７月閣議決定）で、国は除染技術の開発や技術的助言を行うとともに、放射性物質の環境中での動態等の解明し、将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための拠点として、福島県が設置する福島県環境創造センター（仮称）の運営等をサポートすることとしており、福島県に対し同センターの施設整備費等として 24 年度補正予算で 11,337 百万円を交付した。 ○　福島県環境創造センターの施設整備費等として 23 年度第３次補正予算で 8,042 百万円を交付した。また、平成 24 年度から環境の回復に向けた放射線測定に関する技術開発や放射性物質の環境動態等の除染に資する研究等を実施しており、平成 26 年度概算要求にて予算要求を行ったところ。 ＜復興事業への民間事業者のノウハウの活用＞ ○　震災復興における官民連携手法の活用を促進するため、平成 26 年度概算要求において、震災復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等を支援するための経費を２億円計上。 ＜ＩＡＥＡ調査団による評価結果を踏まえた「中長期ロードマップ」の改訂＞ ○　「中長期ロードマップ」に基づく廃炉にむけた取組に関して評価するためのＩＡＥＡ調査団による評価結果を踏まえ、６月 27 日に「中長期ロードマップ」の改訂版をとりまとめた。	

（平成 25 年９月 26 日現在）

項　目	与　党　提　言（抄出）・追　加　提　言（抄出）	現在の主な対応状況、課題と今後予定している主な施策		担当省庁
		課題と今後予定している主な施策	【課題】 ＜復興事業への民間事業者のノウハウの活用＞ ○　被災地の地方公共団体等は小規模な団体が多く、今後復興事業を進めるにあたり事務負担の増大も見込まれるため、復興にあたっては、公的主体が全力で取り組むことはもとより、復興の担い手、資金等の観点から、民間の資金、経営能力、技術的能力の活用等の民間の力が最大限に発揮されることが課題である。 【今後予定している主な施策】 ＜「新しい東北」の創造に向けた検討と具体化＞ ○　平成 26 度概算要求に『「新しい東北」先導モデル事業』と『起業家への投資促進のためのプラットフォーム構築事業』を盛り込んでいる。 ＜原子力災害対応の共同研究体制の構築＞ ○　研究開発予算の円滑かつ迅速な執行に向けた情報提供等支援を着実に行う。 ＜ＩＡＥＡ調査団による評価結果を踏まえた「中長期ロードマップ」の改訂＞ ○　「中長期ロードマップ」に基づく廃炉にむけた取組に関して評価するためのＩＡＥＡ調査団による評価結果を踏まえ、６月中を目途に行う「中長期ロードマップ」の改訂に反映する予定である。 ＜行政ニーズに対応した原子力災害対応に関する研究開発等の実施について＞ ○　①除染技術実証事業、②環境研究総合推進費（復興枠）、③放射性物質の実態把握・動態解明等の研究について、25 年度も継続して研究を実施する。このうち、②については、25 年度実施中の 23 件のうち、19 件は 25 年度で終了、残る４件は 26 年度には終了し順次活用を図る。 ＜福島県環境創造センター（仮称）への支援＞ ○　引き続き福島県環境創造センターの運営等をサポートする。 ＜復興事業への民間事業者のノウハウの活用＞ ○　震災復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等を支援することにより、震災復興における官民連携手法の活用を促進する。	

以　上